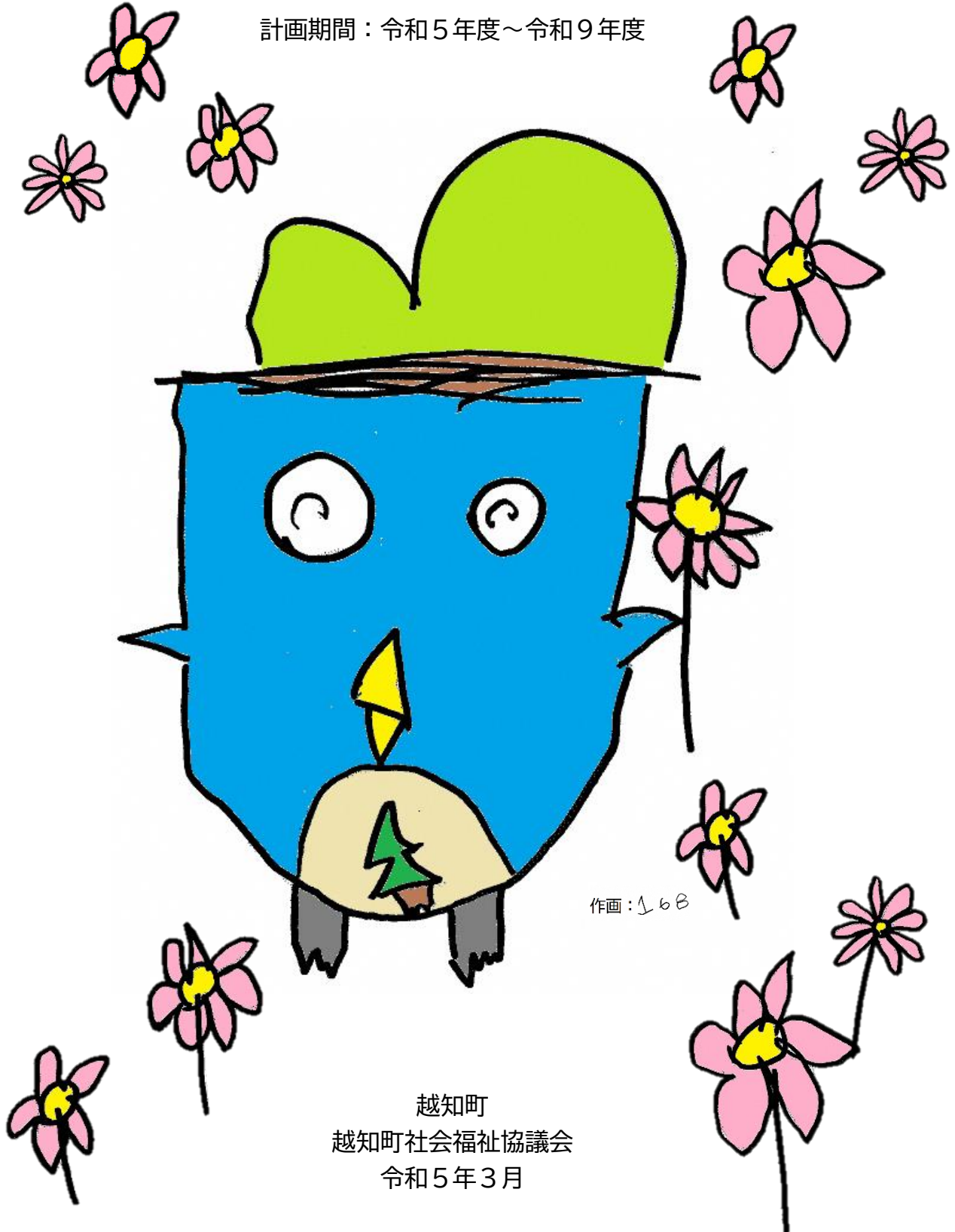


第3期 越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画

ずっと越知でくらしたい！

～つながる・広がる・かよいあう誰もが安心して生活できる越知町のために～

計画期間：令和5年度～令和9年度



越知町
越知町社会福祉協議会
令和5年3月

はじめに

第3期 越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

越知町では、第2期越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成30年度から令和4年度まで）を平成30年3月に策定し、越知町社会福祉協議会と共にこの計画の基本構想である『ずっと越知でくらしたい！』とみんなが思える町を目指し取り組んでまいりました。

しかしながら、多くの市町村と同様に越知町においても人口減少の歯止めがきかず、少子高齢化・過疎化が急速に進んでおります。そして家族や地域とのつながりが希薄なものとなってきており、地域社会を取り巻く環境は、ますます厳しくなっております。

このような中で、第2期計画から引き続き第3期計画も『ずっと越知でくらしたい！』を基本構想に、誰もがこの住み慣れた越知町で障害の有無や年齢などに関わらず安心して生き生きと暮らしていくために、地域で助けられ上手・支え上手な関係となるよう「共に生き支え合う社会」の実現を目指します。そのために町民の皆様方や社会福祉協議会をはじめとする関係機関及び各団体と連携・協働して、これまで以上に地域福祉の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました多くの皆様方に心からお礼申し上げますとともに、町民の皆様におかれましては、より一層の地域福祉へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和5年3月

越知町長 小田 保行



越知町社会福祉協議会は・・・

1. 自主性と公共性という2つの側面を合わせもった民間非営利の社会福祉団体です。
2. 社会福祉法「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、今後の地域福祉の中核機関として位置付けられています。
3. 地域の人々が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで支え合い・学び合い“誰もが安心して暮らせる、人にやさしい福祉の町づくり”を進めます。
4. 地域の皆さん、ボランティア、民生委員児童委員、福祉・保健などの関係機関及び団体、行政機関などの参加協力を得ながら共に考え活動を進めます。

越知町社会福祉協議会略して「社協」です。具体的には、主に次のような活動を行っています。

1. 地域で展開される住民の自主的・自発的な福祉活動の支援
2. ボランティア活動の振興
3. 地域の福祉課題や災害時要援護者の調査・把握
4. 各種相談・生活福祉資金の貸付・日常生活自立支援事業などの援護事業
5. 「コスモス通信」の発行や福祉大会の開催、情報提供活動
6. 訪問介護・訪問入浴等の介護事業
7. ミニデイサービス・福祉機器無料貸し出し等在宅介護支援事業
8. 共同募金や歳末たすけあい運動などの活動
9. 日赤活動資金募集
10. 地域福祉活動計画の策定
11. あったかふれあいセンターを拠点としての地域づくり
12. その他、地域ニーズに応じた様々な事業

第1期【平成25年度～平成29年度】、第2期【平成30年度～令和4年度】に引き続き今回策定された第3期【令和5年度～令和9年度】も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう『ずっと越知でくらしたい!』を基本構想に活動してまいります。地域づくりは言うまでもなく、町民一人ひとりの取り組みや、協力があって築いて行けるものです。今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

終りに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をお寄せ頂きました策定委員の皆さまをはじめ、関係機関、諸団体各位に対しまして深く感謝いたします。

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 第3期越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画の背景と目的・・・・・・・・ 1
3. 地域共生社会に向けた国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 第3期越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ・・・・・・・・ 4

第2章 越知町の現状

1. 人口・世帯数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 地区別人口・世帯数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. 障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 第2期計画の評価について

1. 重点目標：安心して暮らせる地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2. 重点目標：みんないきいき集まる場づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3. 重点目標：支え合い、助け合いの心づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 計画の実施と策定経過

1. 課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2. 住民参加による策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第5章 計画の基本的な考え方

1. 基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 重点目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系図・・・・・・・・・・・・ 18
4. 包括的支援体制のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
5. 相談窓口（事業）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第6章 施策の展開

1. 重点目標：体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
2. 重点目標：地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
3. 重点目標：人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第7章 越知町成年後見制度利用促進計画

1. 計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
4. 成年後見制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
5. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
6. 重点施策ごとの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第8章 越知町再犯防止推進計画

1. 計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
4. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
5. 計画に基づく再犯防止施策の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
6. 重点施策ごとの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第9章 計画の推進

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第10章 資料編

1. 第2期中重点目標別活動一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
2. アンケートの集計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
3. 福祉関連事業MAP・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
4. 重点課題の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
5. 策定委員会、事務局会実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
6. 策定委員、事務局名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉とは

対象者ごとの福祉サービスに限らず、自分たちが住んでいる「地域」に重点を置いた福祉のことや、障害の有無や年齢に関わらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して生き生きと暮らしていく「共に生き支え合う社会」を実現することをいいます。

その人らしい自立した生活を送ることができ、住民同士の支え合いや、民間事業のサービスなど、様々な選択肢を取り入れ、お互いの不足を補い合いながら、皆で協働して暮らしやすい地域づくりを進めようというのが「地域福祉」の考え方です。

(2) 自助・互助・共助・公助と地域福祉

計画を推進していくためには、行政による「公助」や社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支え合う「互助」が必要不可欠であり、「自助」「互助」「共助」「公助」を最適に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決のしくみをつくることが大切です。

自助 (自分・家族)	互助 (隣近所)	共助 (地域)	公助 (行政)
個人や家族による 助け合い・支え合い	身近な人間関係の 自発的な助け合い・支え合い	地域で暮らす人・活動団体・行政等の協働による組織的な 助け合い・支え合い	公的な制度として 福祉サービスの提供による支え合い

2. 第3期越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画の背景と目的

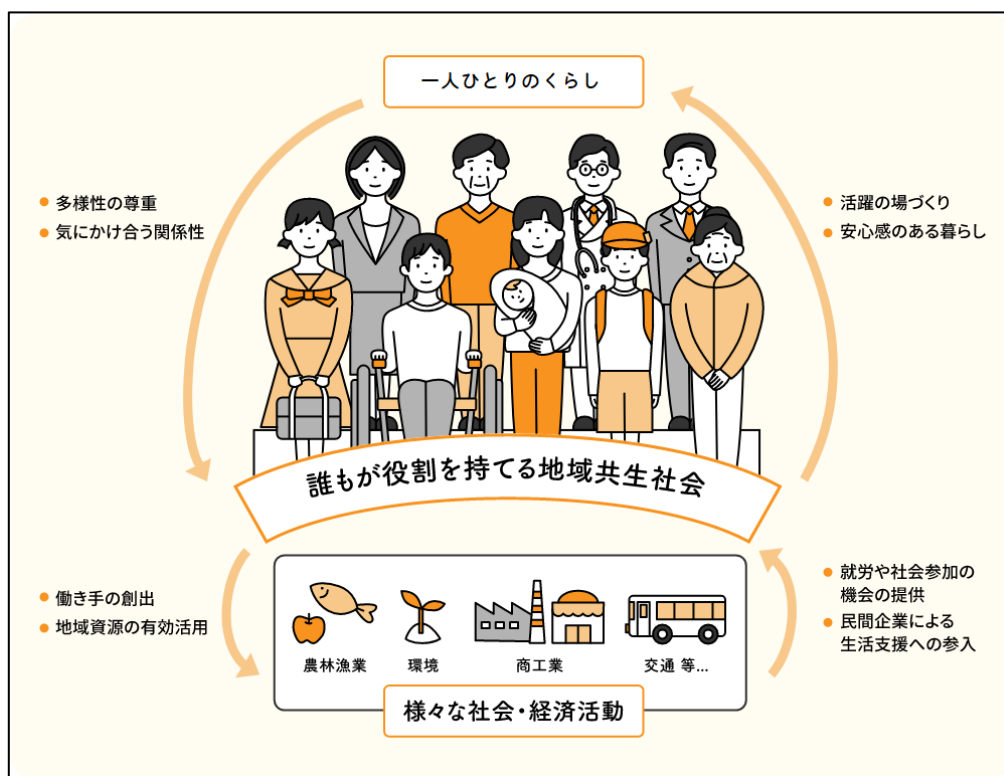
越知町では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、越知町社会福祉協議会と連携し、平成30年3月に「ずっと越知でくらしたい～第2期越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画～」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などが主体的に福祉へ取り組んでいけるように施策を進めてきました。このたび、令和4年度末に計画年度が終了することを受け、本町における課題を再度整理し、「ずっと越知でくらしたい」の実現を目指すとともに、『地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進』のため「第3期越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」）を策定することとします。

また、市町村では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」の策定が求められていることから、本計画は、これらの計画の内容を包含するものとします。

3. 地域共生社会に向けた国の動向

(1) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



※厚生労働省 HP より一部抜粋

(2) 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子育て・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

また、各事業の内容については、社会福祉法第106条の4第2項に規定しています。3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。

- ①包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）
 - ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
 - ・支援機関のネットワークで対応する
 - ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
- ②参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）
 - ・社会とのつながりを作るための支援を行う
 - ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
 - ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
- ③地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）
 - ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
 - ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
 - ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
- ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）
 - ・支援が届いていない人に支援を届ける
 - ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
 - ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
- ⑤多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）
 - ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
 - ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
 - ・支援関係機関の役割分担を図る



4. 第3期越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

(1) 計画の法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」の相互の協力を促すなど、地域福祉の推進を目的とする団体です。

【参考】社会福祉法の抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

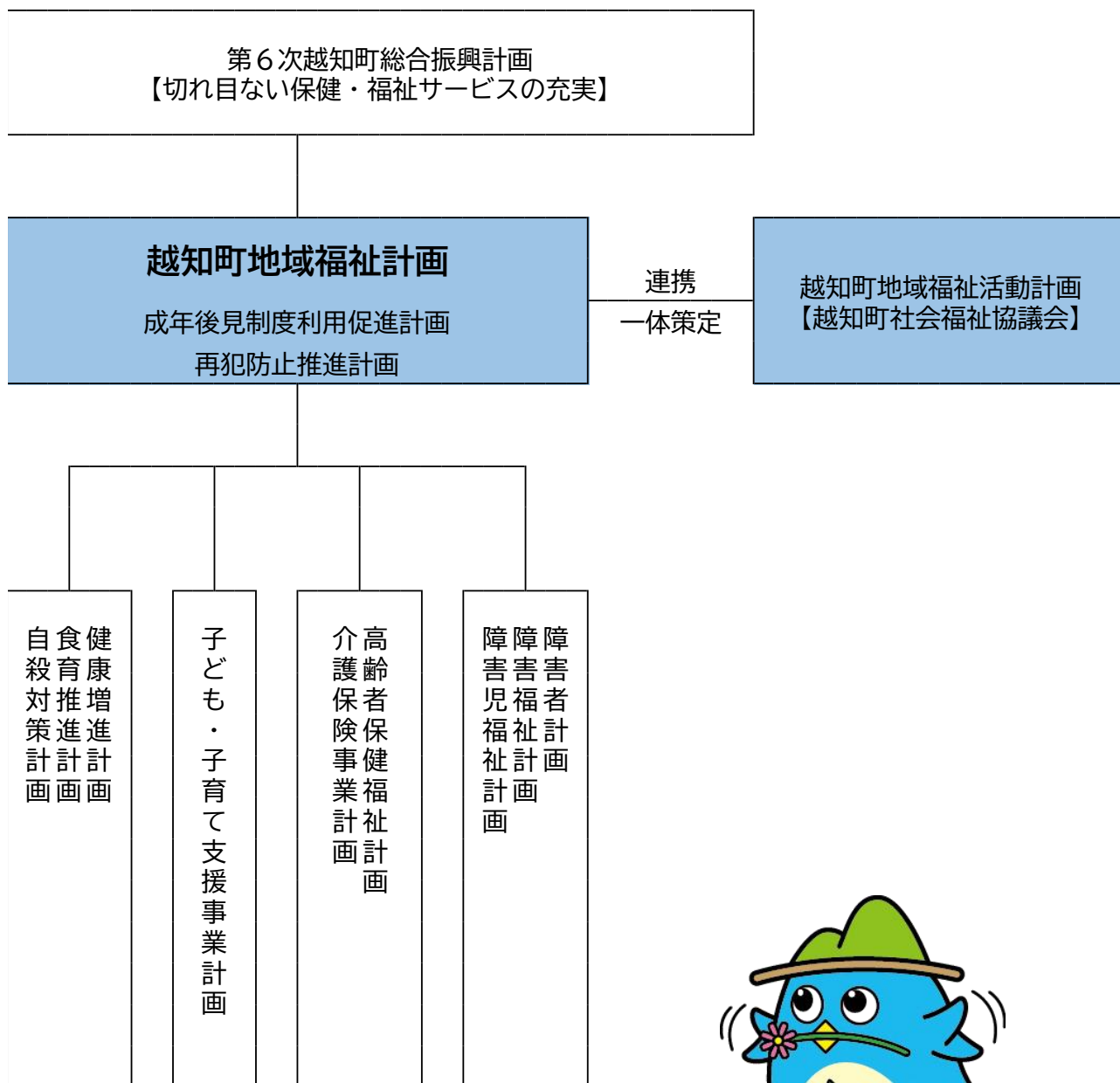
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 町の分野別計画やその他関連計画との関係

本計画は①地域における高齢者の福祉、障害者（児）の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項⑤包括的な支援体制の整備に関する事項を定めることから、分野別計画の「上位計画」となります。



(3) 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には計画期間中においても見直しを行うこととします。

計画名称	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
越知町総合振興計画	第6次前期計画(5カ年)				第6次後期計画(5カ年)	
越知町地域福祉計画 越知町地域福祉活動計画	第2期計画 見直し	第3期計画(5カ年)				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第8期計画(3カ年)		第9期計画(3カ年)			第10期計画
障害者計画	第3期計画(6カ年)		第4期計画(6カ年)			
障害福祉計画	第6期計画(3カ年)		第7期計画(3カ年)			第8期計画
障害児福祉計画	第2期計画(3カ年)		第3期計画(3カ年)			第4期計画
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画(5カ年)			第3期計画(5カ年)		
健康増進計画 食育推進計画	第3期計画(5カ年)					第4期計画
自殺対策計画	第2期計画(5カ年)					第3期計画

第2章 越知町の現状

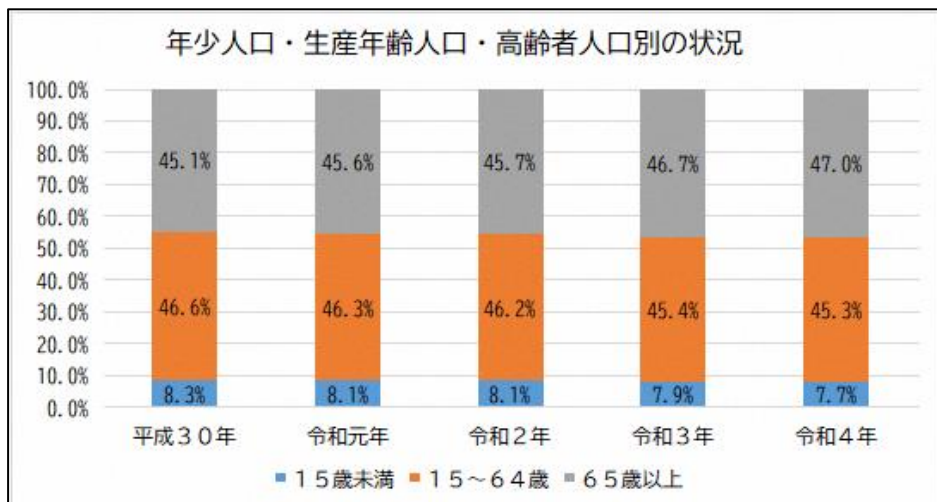
1. 人口・世帯数の状況

人口は年々減少傾向にあり、平成30年3月末は5,714人でしたが、令和4年3月末は5,209人となり5年間で505人減少しています。

年齢3区分人口割合は、令和4年3月末時点で年少人口(0～14歳)7.74%、生産年齢人口(15～64歳)45.31%、高齢者人口(65歳以上)は46.96%になっています。

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
人口	5,714	5,605	5,466	5,330	5,209
世帯数	2,857	2,823	2,772	2,744	2,695
年少人口 (0～14歳)	476 8.33%	456 8.14%	442 8.09%	418 7.84%	403 7.74%
生産年齢人口 (15～64歳)	2,664 46.62%	2,595 46.30%	2,524 46.18%	2,421 45.42%	2,360 45.31%
高齢者人口 (65歳以上)	2,574 45.05%	2,554 45.57%	2,500 45.74%	2,491 46.74%	2,446 46.96%

【参考】住民基本台帳(各年3月末現在)



2. 地区別人口・世帯数の状況

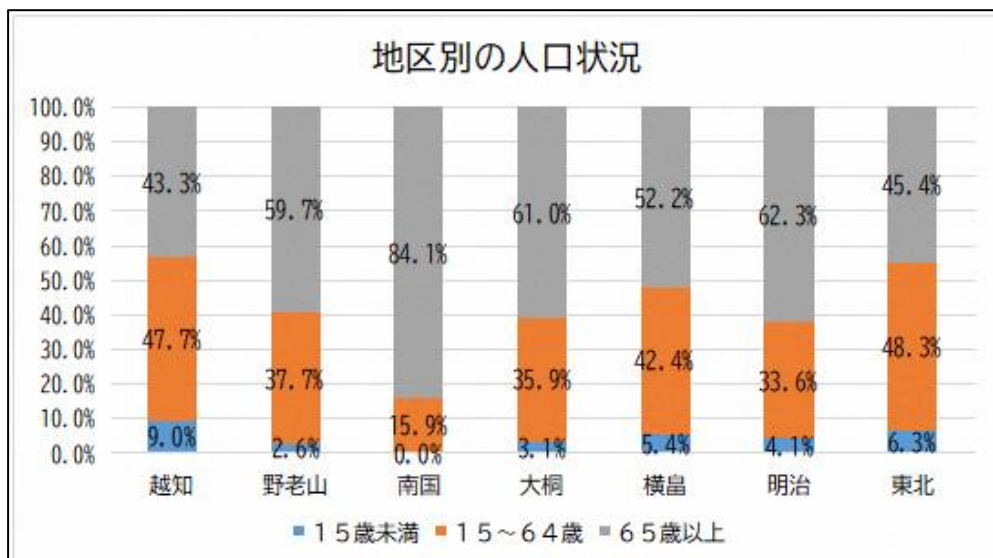
高齢化比率が50%を超えている地区が南国(84.09%)、明治(62.26%)、大桐(61.01%)、野老山(59.74%)、横畠(52.22%)の5地区あり、残りの東北(45.41%)、越知(43.29%)も40%を超え、町全体でも46.96%となり高齢化が進んでいます。

区分	越知	野老山	南国	大桐	横畠	明治	東北	全体
人口	3,763	154	44	159	519	363	207	5,209
世帯数	1,921	88	30	93	261	199	103	2,695
年少人口 (0～14歳)	338 8.98%	4 2.60%	0 0.00%	5 3.14%	28 5.39%	15 4.13%	13 6.28%	403 7.74%
生産年齢人口 (15～64歳)	1,796 47.73%	58 37.66%	7 15.91%	57 35.85%	220 42.39%	122 33.61%	100 48.31%	2,360 45.31%
高齢者人口 (65歳以上)	1,629 43.29%	92 59.74%	37 84.09%	97 61.01%	271 52.22%	226 62.26%	94 45.41%	2,446 46.96%

【参考】：住民基本台帳(令和4年3月末現在)

※地区分け表

越知地区	小舟、1区～13区
野老山地区	14区～18区2
南国地区	山室、佐之国、南ノ川1区、南ノ川2区、小日浦、堂林
大桐地区	桐見川1区、桐見川2区、桐見川3区、大平、中大平、五味
横畠地区	今成、小浜、堂岡、後山、榎ノ森、本村、袖野、 柚ノ木、栗ノ木、薬師堂、清水、筏津、深瀬、稲村
明治地区	鎌井田、京仲、日ノ浦、清助、桑藪、片岡、谷ノ内、黒瀬、宮ヶ奈路
東北地区	南片岡、浅尾、宮地下、宮地上、柴尾



3. 人口動態

死亡者数に比べ、出生者数が極端に少なく、人口減少の大きな要因になっています。

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生者数	31人	21人	25人	20人	26人
死亡者数	119人	110人	146人	112人	134人

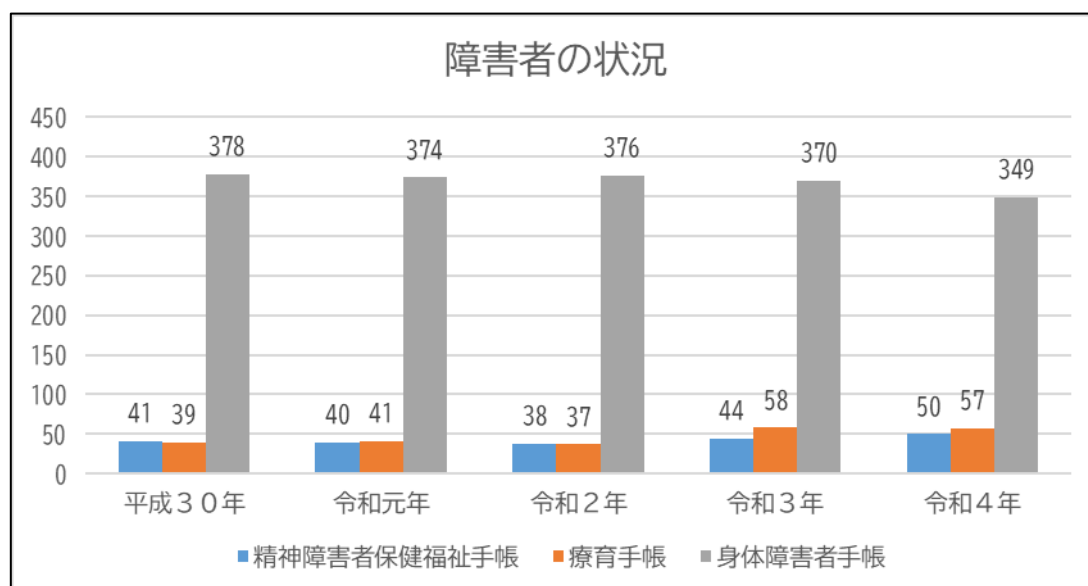
【参考】住民基本台帳(各年3月末現在)

4. 障害のある人の状況

障害者手帳所持数をみると、平成30年以降「身体障害者手帳」は減少傾向で推移しているのに対し、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」は増加傾向で推移しています。

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
精神障害者 保健福祉手帳	41	40	38	44	50
療育手帳	39	41	37	58	57
身体障害者手帳	378	374	376	370	349

【参考】各年3月末現在



第3章 第2期計画の評価について

【評価基準】

A：成果あり、計画策定時より大きく改善

B：成果はどちらとも言えない、変化なし

C：成果なし、取り組みが不十分・未実施

1. 重点目標：安心して暮らせる地域づくり

活動目標①	支え合いのできる地域にしよう					
実施項目	みんなが相談し合える仲になろう					
取組内容	主な活動	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
地域の見守り活動、顔の見える関係づくり	みまもりウォーキング	—	B	C	C	C
相談支援（権利擁護支援など）の体制づくり	—	B	B	B	B	B
生活困窮者等（居住・就労困難者や自殺対策）地域の相談窓口	生活困窮者相談 訪問支援 心配ごと相談	A	A	A	A	A

○みまもりウォーキング

小学1年生の下校の時間を学校に教えてもらい、町内のゴミ拾いをしながら子どもたちとの交流・下校の見守りウォーキングをします。参加申し込み

令和元年度	6人
令和2年度	—
令和3年度	2人

※緊急事態宣言により中止



活動を始めた時には子どもたちとの交流もできていましたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言後は、活動・交流自粛もあってか、保護者の迎えが増えて見守りもができないうえ、申込参加者2名での活動は、都合により参加者0人の日も続き「みまもりウォーキング」の継続を断念しました。

活動目標②	災害に強い地域にしよう					
実施項目	地域で災害に備えよう					
取組内容	主な活動	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
災害時要配慮者 支援の仕組みづ くり	防災訓練 夏休み寺子屋 避難行動要支援 者の個別避難計 画作成	B	B	B	B	B
災害時たすけあ いマップの作成		A	A	A	A	C
防災訓練 防災学習		A	A	A	A	A

○防災訓練

地図に避難所・過去の災害・危険箇所を書きこみ参加者みんなで共有します。その他の内容は、防災倉庫の備品確認や避難経路の確認など地域の要望により変更します。

	実施地区	提案	参加	協力
平成 30 年	親子防災教室	母親クラブ	28 人(10 家族)	危機管理課・保健福祉課
令和元年	日ノ浦ミニデイ	社協	12 人	危機管理課・保健福祉課
令和 2 年	中大平ミニデイ	社協	8 人	保健福祉課
令和 3 年	12区ミニデイ	社協	21 人	保健福祉課
令和 4 年	—			



母親クラブ（現・子育てクラブ）以外で地域からの防災訓練実施希望が無く社協のミニデイで実施、危機管理課、保健福祉課の協力により防災訓練での気づきから各自の備えへと発展できました。令和 3 年で社協ミニデイの全地区実施できました、継続するために実施地区の再検討が必要です。

2. 重点目標：みんながいきいき集まる場づくり

活動目標①	みんなが交流できる場にしよう					
実施項目	地域の集いの場を活用しよう					
取組内容	主な活動	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
男性も参加しやすい集いの場	男の料理教室	—	C	—	—	—
みんなが楽しく集まれる地域行事	私の趣味	—	—	—	A	A
あったかふれあいセンター事業の充実	だかし屋 日ノ浦サテライト	A	A	A	A	A

○集いの場

新しい集いの場、継続して集える場の構築、人と人とのつながりと交流できる場づくり

	実施地区	
平成 30 年	日ノ浦ミニデイ だかし屋	あったかの集いとして継続中
令和元年	男の料理教室	参加人数 6 人(自主参加 1 人)
令和 2 年	—	
令和 3 年	私の趣味	「サボテンと多肉植物」
令和 4 年	私の趣味	「ミニチュア模型と風景画」



新しい集い「男性の料理教室」は申込者がなかったため継続できませんでした。参加の声掛けには、まず関わり顔見知りになることから始めなくては難しいことから「私の趣味」の展示での関わりから関係を広げ、そして足を運んでもらえるように活動しています。

活動目標②	世代間交流の促進					
実施項目	イベントを盛り上げよう					
取組内容	主な活動	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
誘い合ってさまざまなイベントに参加しよう	夏休み寺子屋 あったかふれあいセンター事業	A	A	A	A	A
自分の趣味を活かそう	私の趣味	—	—	—	A	A
みんなに情報が伝わる、伝える仕組みづくり	ちいき便り	B	B	B	B	B

○夏休み寺子屋

夏休み中の子供の居場所づくり、ボランティアとの交流の場にしたい。

・夏休みこども勉強会:ボランティア 4人

令和元年	8/13-7人	8/14-7人	8/15(中止)	8/16-6人
------	---------	---------	----------	---------

・夏休み寺子屋:ボランティア 5人

令和2年	8/11-6人	8/12-13人	8/13-11人	8/14-9人
令和3年	8/13-15人	8/16-14人		
令和4年	8/15-7人	8/16-7人		



保護者の方、子どもたちに大好評の活動です、感染防止対策のためマスクの着用、検温、体調チェック、定期的な換気など人数制限をして実施しました。体験や工作の内容などボランティアと一緒に考えられるように準備段階での関りを検討する。

○ちいき便り

地域外の人向けに地域の情報をPR。公民館長会を中心に記事の持ち込みをしてもらい発行しています。



平成30年	8月号、3月号
令和元年	9月号、3月号
令和2年	3月号
令和3年	9月号、3月号
令和4年	9月号、3月号

第1期より継続の活動です内容がマンネリ化しないように写真を中心に作成しています、地域によっては負担が大きく、写真撮影や、原稿作りに協力してくれる人材の発掘が課題となっています。

3. 重点目標：支え合い、助け合いの心づくり

活動目標①	地域づくりの担い手発掘					
実施項目	ボランティア人材バンクの整備					
取組内容	主な活動	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
養成講座、研修 会の実施	未実施	C	C	C	C	C
民生委員、児童 委員の手伝い	避難行動要支援 者の個別避難計 画作成	B	B	B	B	B
ボランティア(助 さん)のきっかけ づくり	紙手紙ボランテ ィア 夏休み寺子屋	—	A	A	A	A

○絵手紙ボランティア

民生委員さんが見守り訪問しています。その際に持参する手土産に添える絵手紙を作成します。

毎月1回第3水曜日



【参加団体】

- ・令和元年 理容組合ボランティアの日
- ・令和3、4年 老人クラブ連合会「全国老人の日」



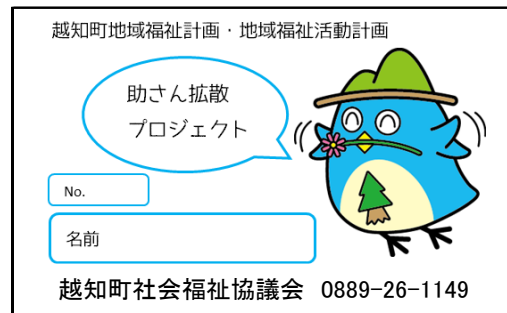
絵手紙ボランティア活動への参加を楽しみに参加してくれています、もらう側も届くのを楽しみにしてくれお礼の電話や、大事に飾っている方もいます。活動を継続して、その中で新規活動の提案や担い手発掘へと繋がりたいと思います。

活動目標②	生活支援のしくみづくり					
実施項目	助けられ上手、支え上手な関係づくり					
取組内容	主な活動	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
地域資源の 再確認、活用	ちいき便り	B	B	B	B	B
やってほしい 事、できる事の つなぎ、マッチ ング	紙手紙ボランテ ィア 夏休み寺子屋	—	B	B	C	C
「助さん、拡散」 プロジェクト	助さん拡散	—	B	B	B	B

○助さん拡散

ボランティア保険加入をルールにしています。活動を楽しみながらできるようにポイントカードを配布、参加ごとにシールを貼ってもらいます。いくつかの活動の中から自分にあったボランティア活動に参加しています。

	登録者数
令和元年度	19人
令和2年度	13人
令和3年度	20人
令和4年度	18人



登録人数はコロナの影響を受けた令和2年度以外は20人前後の登録があります。参加者と一緒に新規活動を実施したいと思っていますが難しく、現在の活動を継続します。「やってや」は多くても「やろうか」は少なく、やってほしい事・できる事の繋ぎについて再検討が必要です。

第4章 計画の実施と策定経過

1. 課題の整理

第2期越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画で実施した活動の反省や課題、アンケート調査での課題や要望を整理し重点課題の抽出、重点目標を設定しました。

(1) 課題、ニーズの整理

- ・アンケート調査（郵送、保護者、集いの場） ※第10章 資料編P37
- ・第2期実施活動（平成30年度から令和4年度）
- ・各福祉分野の計画
（介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、健康増進計画、食育推進計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画）

(2) 重点課題抽出

※第10章 資料編P47

- ・課題、ニーズを整理し重点課題の抽出
- ・課題整理から取り組むべき目標の設定

(3) 重点目標の設定

- ・体制づくり
- ・地域づくり
- ・人づくり

2. 住民参加による策定

各地域住民と関連事業より委員を選出、策定委員会を設置しました。見えてきた課題・ニーズを共有し、住民参加・住民主体の計画を策定しました。

(1) 策定委員会

※第10章 資料編P49

- ・地域の意見を得るために、各地域と関連事業より委員選出（11名に委嘱）
- ・第2期実施活動の課題や反省とアンケート調査からの課題や要望を報告・確認
- ・ワークショップ実施、重点目標に対し「こうなったらいいな」想いや希望、その実現のために「できる事」「する事」の書き出し

(2) 活動目標、実施項目の設定

(3) 計画の確認、冊子確認

(4) 第3期越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

第5章 計画の基本的な考え方

1. 基本構想

ずっと越知でくらしたい！

～つながる・広がる・かよいあう誰もが安心して生活できる越知町のために～

住み慣れた地域で、障害の有無や年齢等にかかわらず生き生きと暮らしていきたい、共通の願い・望みの実現のために、第2期からの基本構想を引き続き実現に向け活動します。

2. 重点目標の設定

本計画の基本構想を実現するため、次の3つの重点目標を設定しました。

【重点目標1：体制づくり】

誰もが安心して暮らせる地域に向けて、住民や関係団体、社会福祉協議会、町などが連携して、地域の課題を解決できる包括的な相談支援体制づくりを進めます。また、福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供・発信します。

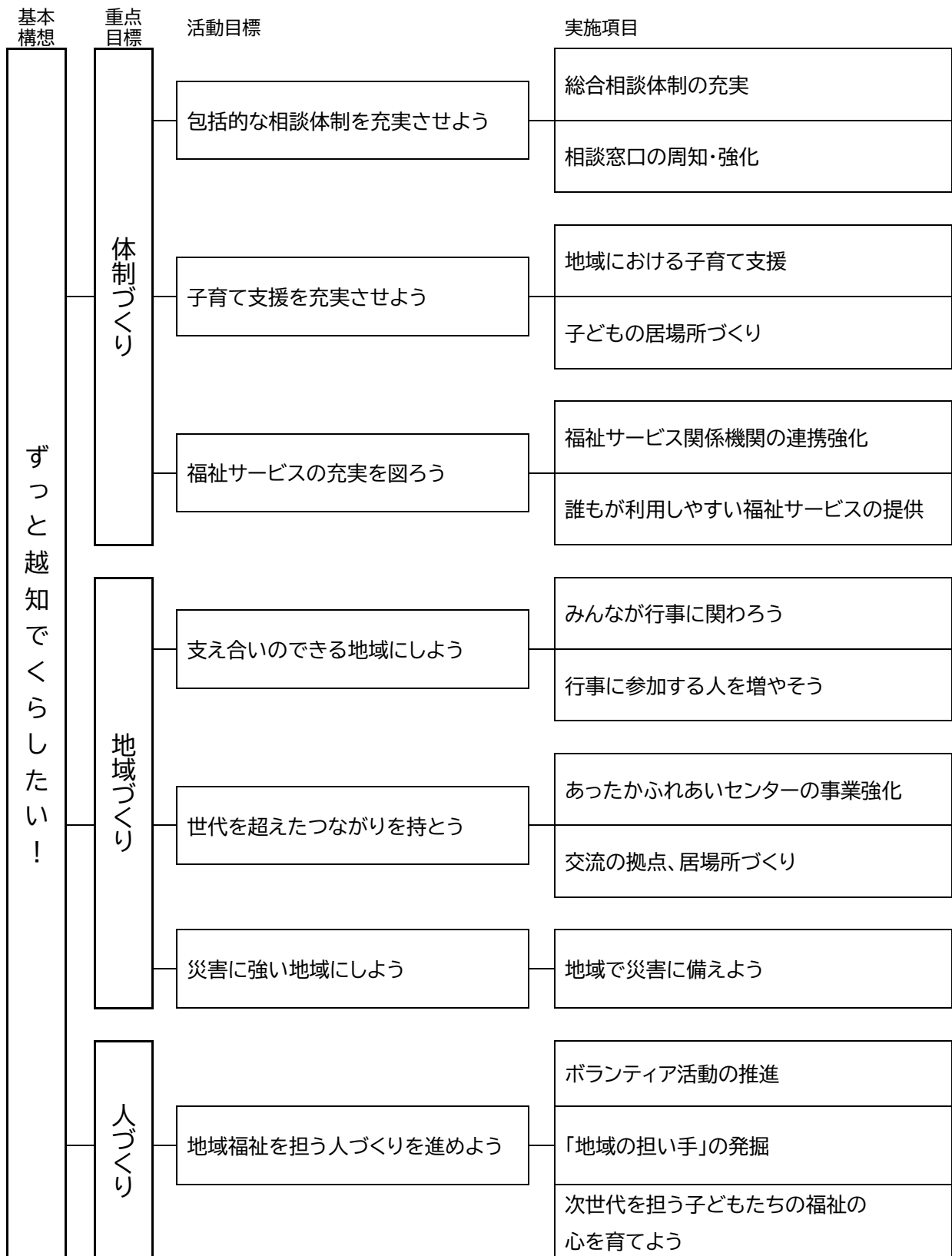
【重点目標2：地域づくり】

日常的にあいさつや声かけをはじめとした顔の見える関係・気にかけてあう関係づくり、災害などのいざというときにお互い支え合える地域づくりを進めます。

【重点目標3：人づくり】

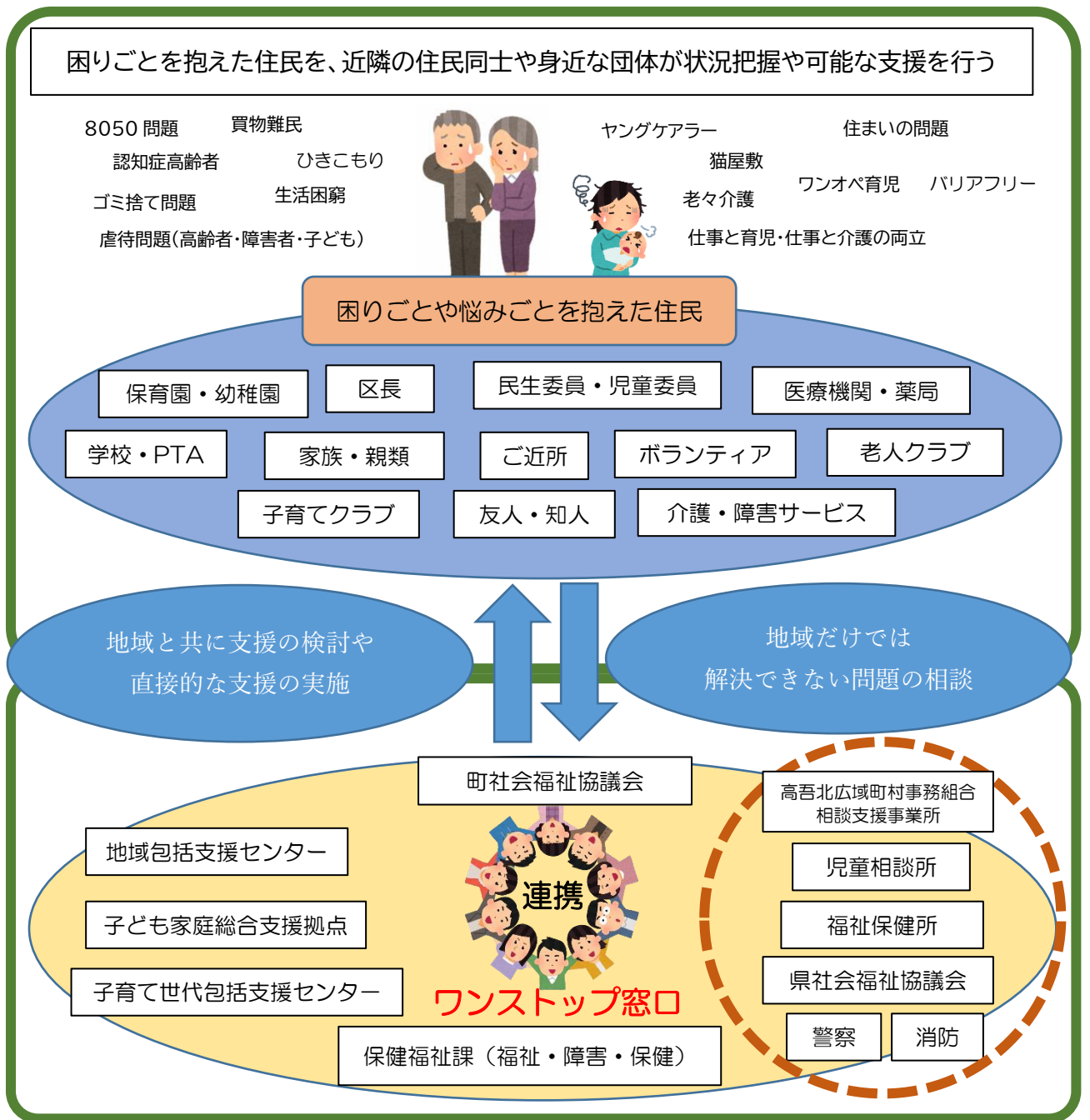
地域福祉に関わる活動の促進に向け、担い手の発掘と育成に努めます。また、福祉への関心を持てるよう、社会教育・福祉教育を推進します。

3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系図



4. 包括的支援体制のイメージ

越知町における地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制づくり



越知町保健福祉課
 ・成人保健(各種がん検診等)
 ・障害福祉サービス
 ・各種予防接種
 ・感染症対策
 ・福祉係

越知町社会福祉協議会
 ・民生委員児童委員
 ・生活困窮者の相談
 ・日常生活自立支援事業
 ・あったかふれあいセンター
 ・介護サービス事業所

越知町地域包括支援センター
 ・介護予防生活支援サービス事業
 ・一般介護予防事業
 ・総合相談支援業務
 ・権利擁護業務
 ・包括的継続的ケアマネジメント業務
 ・在宅医療介護連携推進事業
 ・生活支援体制整備事業
 ・認知症総合支援事業
 ・地域ケア会議推進事業
 ・任意事業

子ども家庭総合支援拠点「みらい」
 ・子ども家庭支援全般に係る業務
 ・要支援児童及び要保護児童特定妊婦等への支援業務
 ・関係機関との連絡調整
 ・その他の必要な支援

子育て世代包括支援センター
 ・妊婦・出産・子育てに関する相談
 ・産後ケア事業
 ・妊婦健診、産婦健診
 ・乳幼児健診
 ・不妊相談
 ・予防接種

5. 相談窓口（事業）について

相談窓口	内 容
地域包括支援センター	越知町保健福祉課内に設置 高齢者福祉や介護の総合相談
子育て世代包括支援センター	越知町保健福祉課内に設置 育児、発育、予防接種等の相談
子ども家庭総合支援拠点「みらい」	越知町保健福祉課内に設置 子どもと家庭の心配事相談 児童虐待通報
高吾北広域町村事務組合相談支援事業所	越知町町民会館内に設置 障害者（児）・福祉サービス等の相談
社会福祉協議会	生活困窮者や家計、介護などの相談 心配ごと相談
相談事業	内 容
人権相談	越知町住民課 人権擁護
消費生活相談	越知町産業課 多重債務、消費生活相談等
行政相談	越知町総務課
無料法律相談	越知町総務課
教育相談	越知町教育委員会 不登校、いじめ、学業等の悩み相談

第6章 施策の展開

1. 重点目標：体制づくり

活動目標①	包括的な相談体制を充実させよう
実施項目	総合相談体制の充実
	相談窓口の周知・強化
【 現 状 ・ 課 題 】	
<ul style="list-style-type: none">生活困窮、ひきこもり、不登校、近隣トラブル、8050問題、ごみ屋敷問題といった「制度の狭間」となる課題への対応が重要視されています。これらの課題に対応するためには、多機関が分野を超えて連携していく体制づくりが必要となっている。子育て・障害・高齢・生活困窮などの相談窓口体制は細分化しており、平日のみの対応となっている。住民のニーズが複雑かつ多様化している。	
【 アンケート調査 】※第10章 資料編P37～44	
<ul style="list-style-type: none">相談機関の認知状況として、「越知町社会福祉協議会」（54.3%）、「地域包括支援センター」（43.8%）、「子育て世代包括支援センター」（36.3%）となっており、十分に相談窓口が周知されていない。相談しやすい窓口として、「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」、「行きつけの場所や地域の身近で気軽に相談できる」、「相談内容に関わらずひとつの窓口で相談できる」といった意見が出ている。今後取り組むべき福祉施策として、「福祉について気軽に相談できる窓口の充実」（31.4%）となっている。	
【 策 定 委 員 会 】	
<ul style="list-style-type: none">「総合案内所の設置」、「災害時や休日夜間の対応窓口の設置」といった意見が出ている。	
【 住 民 一 人 一 人 一 人 】	
<ul style="list-style-type: none">困りごとは身近な人に相談しよう。	
【 地 域 で で き る こ と 】	
<ul style="list-style-type: none">地域の中で心配なこと、援助が必要な人を見かけたら、民生委員・児童委員などに相談しよう。	
【 社 会 福 祉 協 議 会 の 取 り 組 み 】	
<ul style="list-style-type: none">生活課題を抱えている人の相談に応じ、必要な情報提供、助言を行うとともに、関係機関と連携して、就労・居住支援などを行う。認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う。	
【 町 の 取 り 組 み 】	
<ul style="list-style-type: none">町の広報誌やホームページなどを活用した各種相談窓口の周知を工夫する。分野を超えた連携による包括的な相談支援体制づくり（重層的支援体制整備事業の活用）を進める。	

活動目標②	子育て支援を充実させよう
実施項目	地域における子育て支援
	子どもの居場所づくり
【 現 状 ・ 課 題 】	
・ 少子高齢化の急速な進行、さらには核家族化、女性の社会進出、地域社会の活力の低下等、子どもと子育てをする家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、環境の変化に伴い、子育てを社会全体で支援していく体制整備が必要とされている。	
【 アンケート調査 】※第10章 資料編P37~44	
・ 今後取り組むべき福祉施策として、「子育て支援(相談・見守りなど)」(28.3%)、「学業支援(学費・通学など)」(26.1%)となっている。 ・ 「ファミリーサポートのような制度の導入」、「学童保育・保育園の時間延長」、「子育て支援センターの一時預かりを制度化」といった意見が出ている。	
【 策 定 委 員 会 】	
・ 「見守り体制の充実」、「子どもの集える場づくり」といった意見が出ている。	
【 住 民 一 人 ひ と り で で き る こ と 】	
・ あいさつをするなど積極的な声かけをしよう。	
【 地 域 で で き る こ と 】	
・ 地域で見守り等の支援に努めよう。	
【 社 会 福 祉 協 議 会 の 取 り 組 み 】	
・ あったかふれあいセンター事業において、子どもの居場所づくりを進める。 ・ 夏休みの子どもの居場所づくりとして「寺子屋」を実施する。	
【 町 の 取 り 組 み 】	
・ 小学校、保育園との連携強化と活動支援(子育て支援センターなど) ・ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)を検討する。	

活動目標③	福祉サービスの充実を図ろう
実施項目	福祉サービス関係機関の連携強化
	誰もが利用しやすい福祉サービスの提供
【 現 状 ・ 課 題 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援・要介護者や障害のある人など日常生活に支援を必要とする人が増加している。 ・ 町の広報誌やホームページ、「コスモス通信」、町民メールなどで情報提供を行っている。 	
【 アンケート調査 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関する情報は「広報誌やパンフレット」(73.6%)、「友人・知人」(18.0%)、「家族」(17.7%)から得ている。 ・ 今後取り組むべき福祉施策として、「福祉サービスの情報提供を盛んにする」(34.8%)となっている。 	
【 策 定 委 員 会 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日常生活の支援（移動販売の充実など）」、「社協の事業を町のメールで流すなど情報発信の方法を工夫する」といった意見が出ている。 	
【 住 民 一 人 一 人 で で き る こ と 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスを積極的に利用しよう。 ・ 福祉に関する支援についての知識を身につけよう。 	
【 地 域 で で き る こ と 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で支援を必要としている人がいたら、民生委員・児童委員などに相談しよう。 	
【 社 会 福 祉 協 議 会 の 取 り 組 み 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスが必要な人や、そのニーズの把握に努める。 	
【 町 の 取 り 組 み 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の広報誌やホームページなどを活用したわかりやすい情報提供を行う。 ・ 適切な支援につながるように連携体制を整える。 ・ 制度や福祉サービスで課題解決しない人に対する柔軟な対応を検討する。 ・ 誰もが利用しやすい福祉サービスを推進する。 	

2. 重点目標：地域づくり

活動目標①	支え合いのできる地域にしよう
実施項目	みんなが行事に関わろう
	行事に参加する人を増やそう
【 現 状 ・ 課 題 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯規模の縮小、働き方や価値観の多様化により、地域の関係性の希薄化が進んでいる。隣近所などの身近なところから関係づくりを進めていくことが重要である。 	
【 アン ケ ー ト 調 査 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・近所付き合いがない理由として、「かかわる機会や時間がない」と回答した人が多かった。 ・地区の集まりや、行事に参加している人は（78.6%）となっており、その内、町の一斉清掃（72.8%）に参加している人の割合が多かった。 	
【 策 定 委 員 会 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・「伝統行事の継承」、「地区対抗運動会の開催」、「若い世代が移住できるための環境整備」といった意見が出ている。 	
【住民一人ひとりでできること】	
<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から挨拶・声かけを心がけよう。 ・隣近所など身近なところから関係づくりを広げよう。 	
【 地 域 で で き る こ と 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・協力を求められた場合は、可能なかぎり手助けをしよう。 ・地域のイベントや伝統行事の継続、拡充を図ろう。 	
【社会福祉協議会の取り組み】	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベントや行事の支援を行う。 ・地域の情報をPRする。 	
【 町 の 取 り 組 み 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベントや行事の支援を行う。 	

活動目標③	災害に強い地域にしよう
実施項目	地域で災害に備えよう
【 現 状 ・ 課 題 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・近年、大規模な災害が多く発生しており、災害に対する関心は高まっている。南海トラフ地震に対する不安の声が多くあがっている中、地域の防災体制の強化が求められている。 ・平成22年度より、75歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯や、要介護度3～5・特別障害の方を対象に避難行動要支援者の個別計画の作成を進めている。また各地区での防災訓練、防災学習なども定期的に行っている。 	
【 アンケート調査 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の備えの重要なこととして、「地域の危険箇所の把握」(53.1%)、「日頃のあいさつ、声かけ」(51.2%)、「地域の情報伝達体制の構築」(30.1%)となっている。 	
【 策 定 委 員 会 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・「避難訓練のやり方の工夫」、「停電時の連絡がとれる手段」、「災害等の緊急時だけでも休日夜間の対応窓口」、「災害に強い地区、災害への備え」、「区長以外でも情報のつなぎ役の班長の配置」といった意見が出ている。 	
【 住民一人ひとりでできること 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみの世帯、障害のある人など、見守りが必要な人を日頃から気に掛けよう。 ・災害時の備え（食料・水・燃料等の生活必需品の備蓄や避難所の確認）を準備しよう。 	
【 地 域 で で き る こ と 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の情報を共有し、有効に活用しよう。 ・避難行動要支援者の個別計画を活用した避難訓練を行おう。 ・自主防災組織の体制強化を図ろう。 	
【 社会福祉協議会の取り組み 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員と連携して、避難行動要支援者の個別避難計画を作成する。 ・防災訓練、防災学習を定期的実施する。 ・災害ボランティアを育成する。 	
【 町 の 取 り 組 み 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の個別避難計画を作成する。 ・防災訓練、防災学習の参加を呼びかける。 ・自主防災組織の活性化や関係機関との連携、資機材や備蓄品の確保など、防災体制（停電時の連絡方法など）の強化を図る。 ・危険箇所（土砂災害警戒区域）を周知する。 ・避難場所の周知を図り、避難路などの整備に努める。 	

3. 重点目標：人づくり

活動目標①	地域福祉を担う人づくりを進めよう
実施項目	ボランティア活動の推進
	「地域の担い手」の発掘
	次世代を担う子どもたちの福祉の心を育てよう
【 現 状 ・ 課 題 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動の担い手不足や、高齢化、固定化が深刻な問題となっている。 ・ 若い年代を中心に、仕事が忙しい等を理由に、地域活動離れが進んでいる。 ・ ボランティアに参加する人が少ない。 ・ 学校教育の総合学習として、認知症サポーター養成講座を行い、新型コロナウイルス感染症拡大前には認知症対応型グループホームでの慰問活動も行っていたが、現在休止中である。 	
【住民一人ひとりでできること】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域活動・ボランティア活動に参加しよう。 	
【 地 域 で で き る こ と 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のイベント、伝統行事やボランティア活動に誘い合うなど、参加しやすい雰囲気を作ろう。 	
【社会福祉協議会の取り組み】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域活動の担い手」の発掘・育成を行う。 ・ ボランティアのきっかけづくりを行う。(絵手紙ボランティア) ・ やってほしい事、できる事をつなぎ、マッチングを行う。 ・ あったかふれあいセンターでの子どもと高齢者の交流を促進する。 	
【 町 の 取 り 組 み 】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域活動の担い手」の発掘・育成を行う。 ・ 業務分担や活動人員の確保など、「地域活動の担い手」の負担を軽減し、やりがいがあり、魅力的な体制づくりを支援する。 ・ 社会教育・福祉教育を推進する。 ・ 有償ボランティアの仕組みづくりを確立する。 ・ ボランティア人材バンクを整備する。 	

第7章 越知町成年後見制度利用促進計画

1. 計画の背景

認知症高齢者や知的障害その他精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが高齢化社会における課題となっております。しかし、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年に制定され、その中で各市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を市町村計画に定めるよう努めることが明示されました。

2. 計画の位置づけ

本計画を利用促進法に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。

3. 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4. 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害、発達障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利や財産を守る援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選任し、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2制度があります。また、法定後見には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することとなっています。

【法定後見制度】

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方	本人，配偶者，四親等内の親族，検察官，市町村長など		
成年後見人が同意し、又は取り消すことができる行為	日常生活に関する行為以外の行為	「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為)	「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)
成年後見人等に与えられる代理権	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」

※法務省 HP より一部抜粋

【任意後見制度】

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

5. 基本方針

誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、尊厳を持ってその人らしく生活を継続することのできる地域づくりを目指します。

そのための取り組みの一つとして、利用者がメリットを実感できるよう、権利擁護支援や成年後見制度を適切に利用できる体制を整備していきます。

重点施策

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- (2) 地域連携ネットワークの役割
- (3) 中核機関の在り方検討
- (4) 成年後見制度の利用支援

6. 重点施策ごとの取り組み

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして取り組みを進めます。

① チームによる対応

権利擁護支援を必要とする方に、身近な親族や福祉・医療・地域等の多様な関係者が協力して関わり、本人の意思や状況を継続的に把握し、早期の段階から必要な支援へ結びつける機能を強化します。

後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進め、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り把握し、本人の意思決定支援・身上保護を重視した支援を行う仕組みとします。

② 地域における「協議会」等の体制づくり

そうしたチームに加えて、司法も含めた専門職や関係機関との連携を強化し、困難事例に対するチームの対応を支援する体制づくりにも取り組めるよう、法律、福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域等の関係機関や既存の会議等が連携するための合議体である「協議会」の在り方等について検討します。

(2) 地域連携ネットワークの役割

権利擁護支援が必要な人が自分らしい暮らしを守るための制度として成年後見制度等を利用できるようにするため、以下の3つを地域連携ネットワークの役割として取り組みを進めます。

① 権利擁護が必要な方の発見・支援

高齢者や障害者の単独世帯や高齢者のみの世帯・障害者の子と高齢の親等の世帯も増えていきます。このような方々が地域で埋もれ、医療・福祉等のサービスを適切に利用できない状況がないよう、庁舎内連携や関係機関、地域との連携を通じ、権利擁護支援の必要な方を発見し、適切な支援機関につなぎます。

② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

これまでは本人のための支援というよりも、財産管理や契約など、医療機関や施設等が他の支援方法では対応できなくなった場合の最終手段として成年後見の申立てが行われてきました。

しかし、早期の段階で相談につながることで権利擁護に関する支援を選択することが可能となり、本人やその親族が制度のメリットを実感することができます。日常生活自立支援事業や任意後見制度の利用及び補助、保佐での申立て等、権利擁護について相談できる体制整備を行います。

③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度の利用に関してはチームで関わり、本人の意思を尊重できるような支援体制づくりを行います。また、司法による専門的判断の支援を受けられるよう体制整備に取り組みます。

(3) 中核機関の在り方検討

上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営してゆくためには、その中核機関が必要になると考えられます。権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、中核機関の設置を検討し、本人、後見人等を保健・福祉・医療・地域等の関係者と司法等が連携し、適切に必要な支援につなげる体制を検討していきます。

(4) 成年後見制度の利用支援

① 町長申立て

判断能力が不十分な方が、成年後見人等を必要としている状況にもかかわらず、本人や親族等が申立てをすることが難しい場合、町長が家庭裁判所に申立てます。

特に身寄りのない人や虐待や消費者被害が生じている状況では、権利侵害からの回復支援が必要であるため、適切に町長申立ての検討を行います。

② 申立て費用・報酬助成

成年後見制度を利用した方で、その費用負担が困難な方に対し、申立て費用や成年後見人等に対する報酬費用を助成します。現在は町長申立てのみ対象となっておりますが、今後は報酬助成の範囲や方法について整理、検討を行います。

③ 後見人支援

家庭裁判所との連携を強化し、受任後の成年後見人等への支援を行い、意思決定支援と身上監護を意識した活動ができるよう体制整備を行います。

第8章 越知町再犯防止推進計画

1. 計画の背景

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国においては平成29年12月に「第一次再犯防止推進計画」、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。高知県においても平成31年3月に「高知県再犯防止推進計画」が策定されました。こうしたことから、本町においても再犯の防止等に関する取り組みを総合的に進めるため、「越知町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑に社会復帰できるよう支援することで、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

【参考】再犯の防止等の推進に関する法律の抜粋

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2. 計画の位置づけ

本計画を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定される地方再犯防止推進計画として位置づけます。

3. 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4. 基本方針

国計画に設定されている5つの基本方針を勘案し、佐川町、仁淀川町及び本町の3町で連携し、犯罪をした人等が多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、町民の犯罪被害を防止するため、次の重点施策に取り組みます。

重点施策

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 関係機関、団体との連携強化

5. 計画に基づく再犯防止施策の対象者

この計画における対象者は、再犯の防止等の推進に関する法律第2条第1項で定める「犯罪をした者等」のうち、支援が必要な人とします。

6. 重点施策ごとの取り組み

(1) 広報・啓発活動の推進

地域社会に復帰し、円滑な社会生活を送るためには、本人の意思や努力とともに家族、職場、地域社会の理解が不可欠です。「再犯防止啓発月間（7月）」、「社会を明るくする運動強調月間」等において、再犯防止に関する広報、啓発活動を実施し、地域住民への理解、促進を図ります。

(2) 関係機関、団体との連携強化

犯罪をした人の中には高齢、障害、生活困窮等、様々な生きづらさを抱えている人もいます。高知保護観察所、高知県地域生活定着支援センターや高吾保護区保護司会をはじめ、更生保護に携わる団体等と連携して、犯罪をした人等を孤立させないことで、再犯の防止に努めます。

また、利用可能な既存の各種施策・制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施すること、また当該施策・制度が犯罪をした人等にとって利用しやすいものとなるよう努めます。

- ① 高齢者が必要な介護保険サービスや福祉サービス等を適切に受けられることができるよう、越知町地域包括支援センターが地域生活定着支援センターや関係機関等と連携し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう支援します。
- ② 障害のある人の個々の特性を理解したうえで、本人らしく生活できるよう環境を整え、相談支援事業所等と生活に寄り添いながら支える体制を推進します。また、障害のある者の生活や社会参加の支援のために、居宅介護や就労継続支援等により、地域で継続して生活できるよう支援します。
- ③ 非行などの問題を有する18歳未満の児童等や、その家族などからの相談に対応するため、子ども家庭総合支援センターみらいが「法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）」、児童相談所等と連携して問題解決への支援に取り組みます。

生活困窮者に対しては、越知町社会福祉協議会を中心とし、生活困窮者自立支援制度等の活用や関係機関との連携を行い、住宅問題も含め、生活環境の改善により、困窮による再犯防止に努めます。また、中には生活歴により、就労に必要なルールや知識を習得する機会に恵まれなかった人もいるため、コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）等とも連携し、本人に寄り添った就労支援に努めます。

【参考】国の第二次再犯防止推進計画「5つの基本方針」

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取り組みを、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【参考】国の第二次再犯防止推進計画「7つの重点課題」

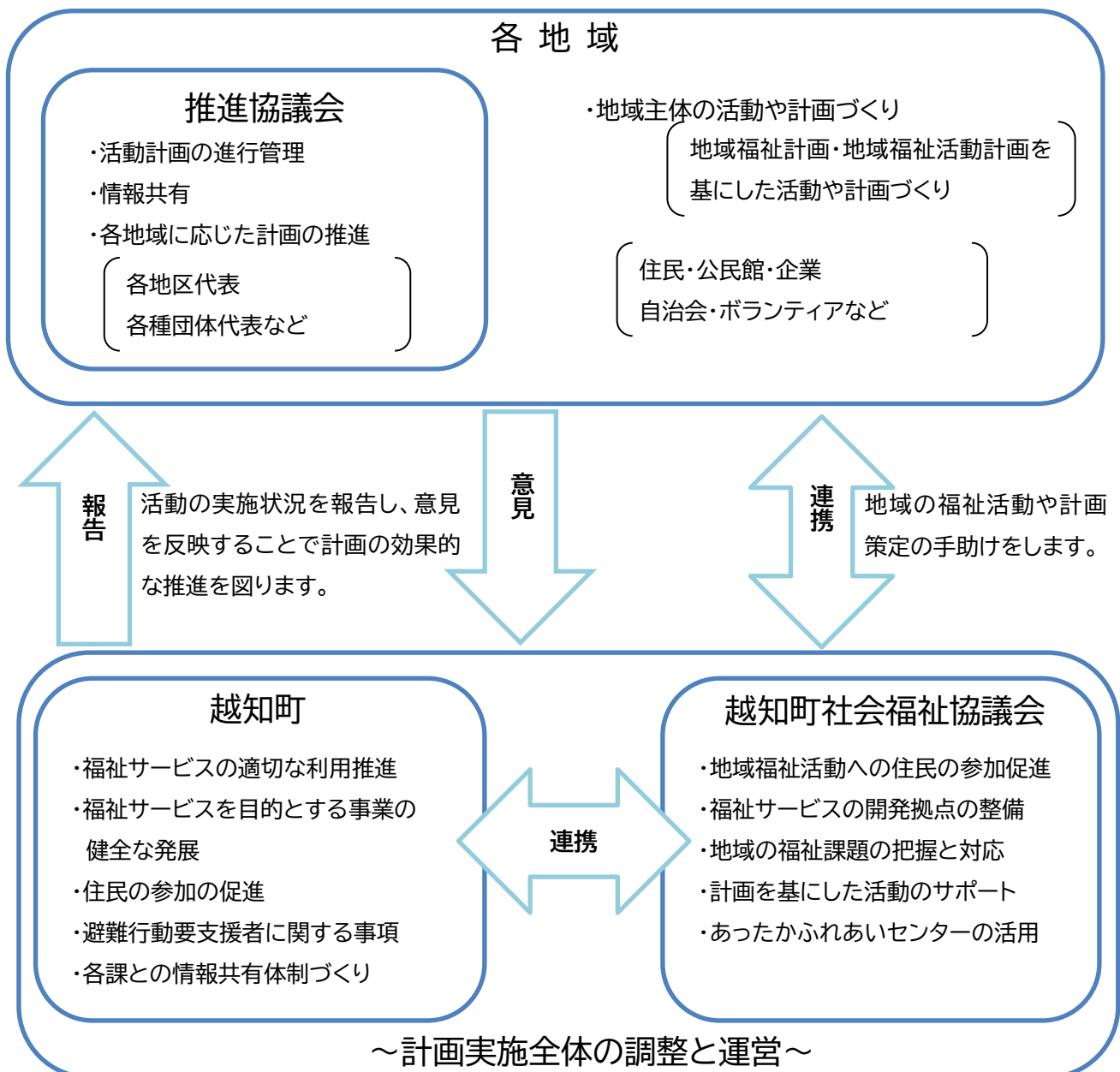
- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

第9章 計画の進行管理

1. 計画の推進体制

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、それぞれ越知町・越知町社会福祉協議会の定める計画であり、この計画を道しるべとして、各地域の方々と共に今後の福祉活動や、あったかふれあいセンターなどの事業活動・福祉活動を実施していきます。計画を実行するために官民や様々な分野と連携し、また共同募金等を活用して制度の狭間や様々な生活課題を担える者の活躍の場づくりを展開することで住民の地域福祉への関心を喚起していきます。

計画の推進により、地域福祉の支え合う仕組みづくりができていくことで、住民の安全と安心が高められ、相互の信頼関係が深まっていき、よりよい地域づくりに繋がっていきます。

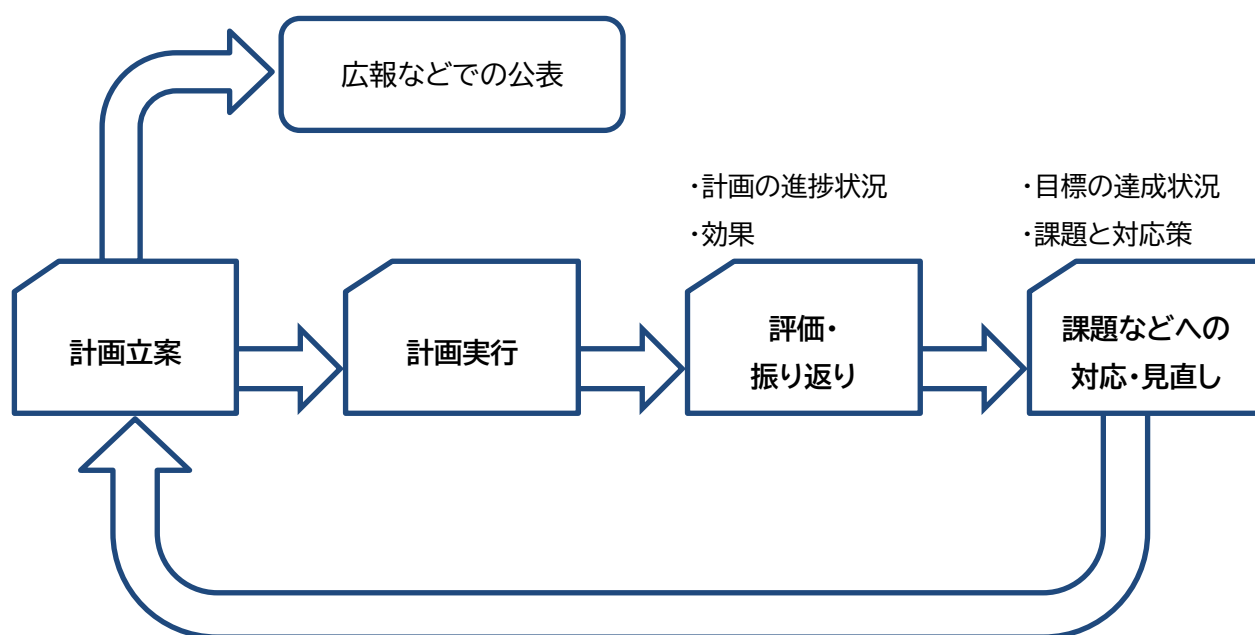


2. 計画の進行管理

一定期間ごと（1年程度）に取り組みを振り返り、評価・改善に向けた協議を行い、進捗状況等を把握し、地域のニーズや課題の変化に応じ取り組みの見直しを行っていきます。

活動報告の場を設けることで、情報交換や、他の地域の活動と自分達の地域の活動を比較することができ、活動がさらに活性化すると考えます。

今後、各地域に応じた取り組みを話し合い進めていきます。



第10章 資料編

1. 第2期中重点目標別活動一覧

終了	改良	継続
----	----	----

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域		みまもりウォーキング			
		防災訓練			
場	日ノ浦サテライト	男の料理教室		私の趣味	
	だがし屋				
	地域発信「ちいき便り」				
心		助さん登録			
		絵手紙ボランティア			
		夏休み勉強会	夏休み寺子屋		

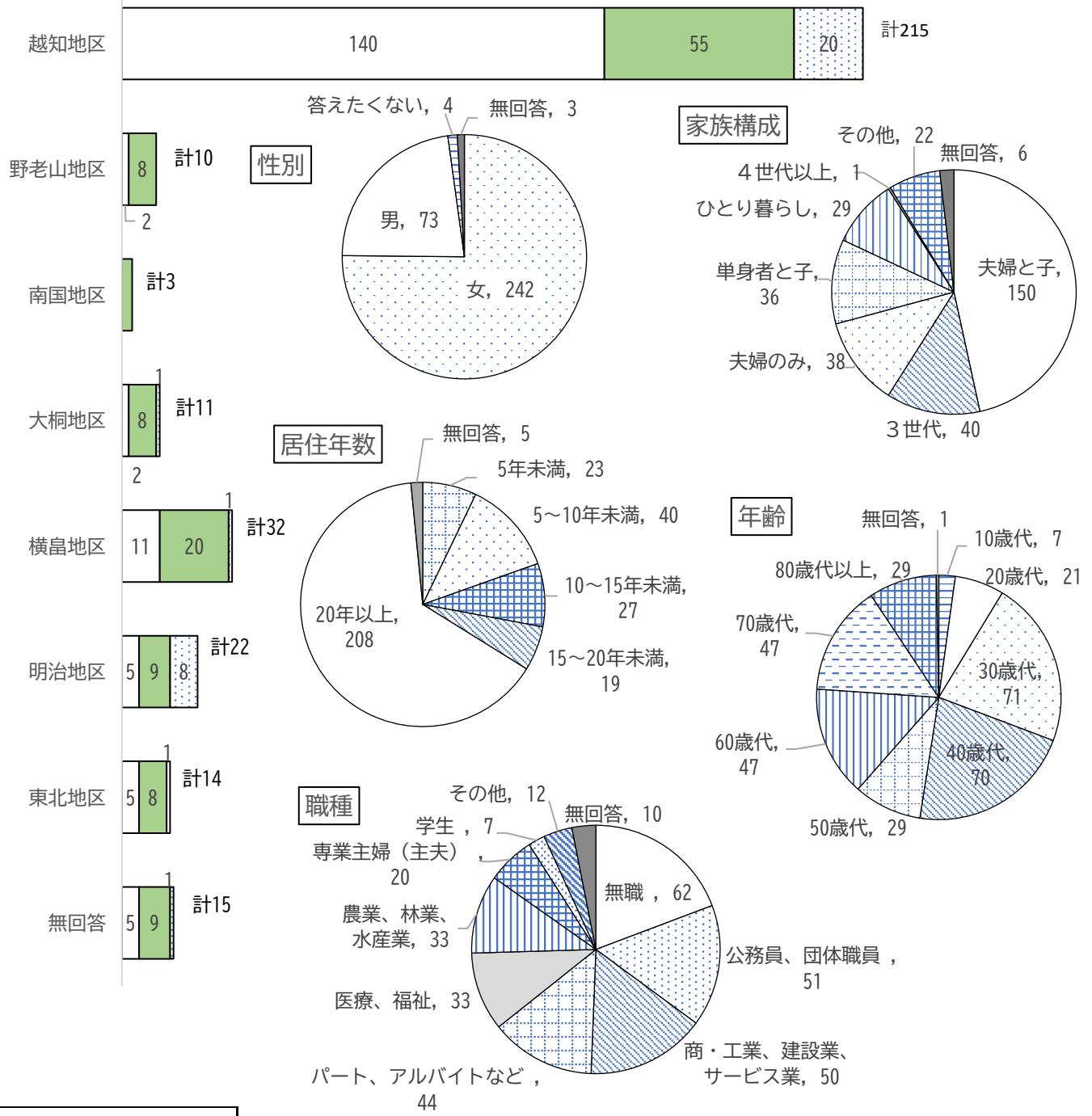
2. アンケート集計

配布数	603通（郵送、保護者、集い）
回答数	322通
回答率	53.0%

(1) 回答者の属性

居住地区別アンケート方法

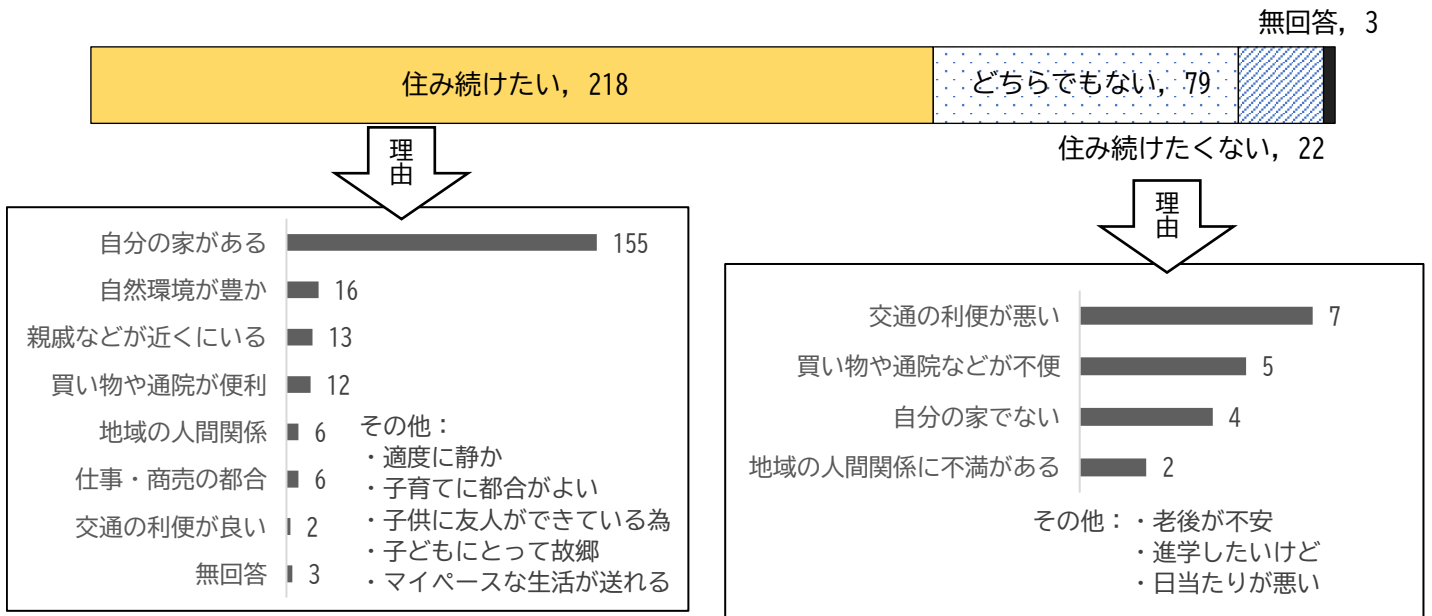
□保・幼・小・中 ■郵便 □集い



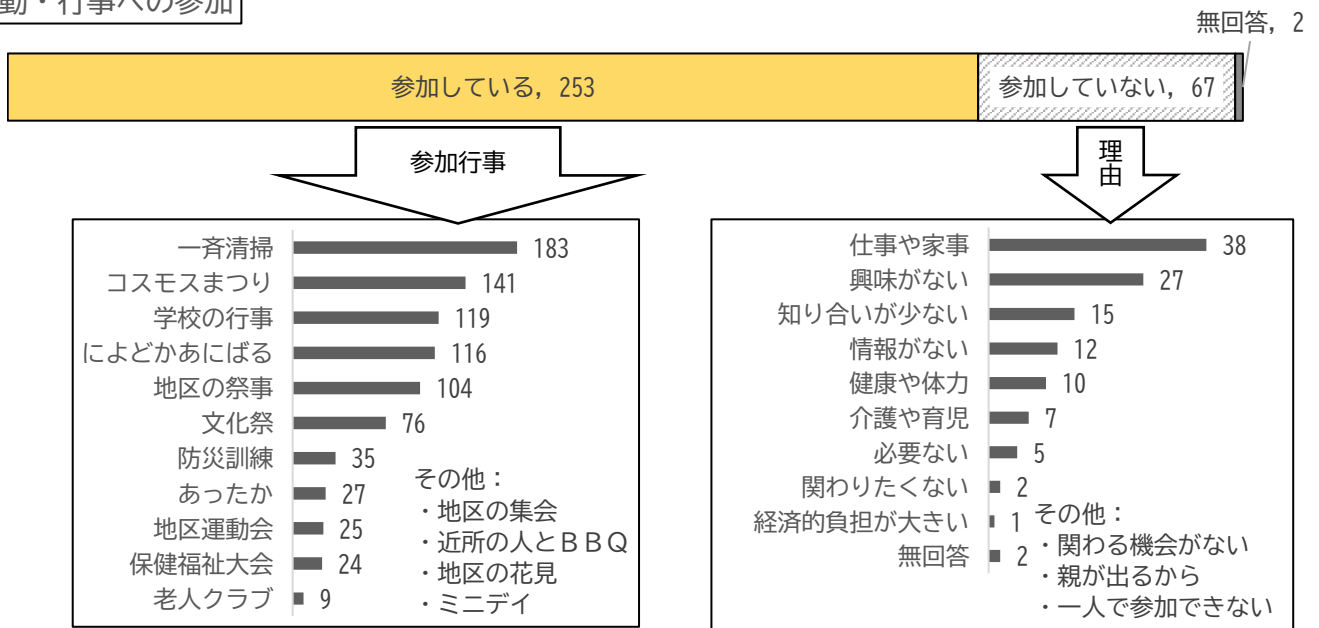
地区分け表	
越知地区	小舟、1区～13区
野老山地区	14区～18区2
南国地区	山室、佐之國、南ノ川1区、南ノ川2区、小日浦、堂林
大桐地区	桐見川1区、桐見川2区、桐見川3区、大平、中大平、五味
横島地区	今成、小浜、堂岡、後山、梅ノ森、本村、袖野、柚ノ木、栗ノ木、薬師堂、清水、筏津、深瀬、稲村
明治地区	鎌井田、京仲、日ノ浦、清助、桑藪、片岡、谷ノ内、黒瀬、宮ヶ奈路
東北地区	南片岡、浅尾、宮地下、宮地上、柴尾

(2) お住まいの地域について

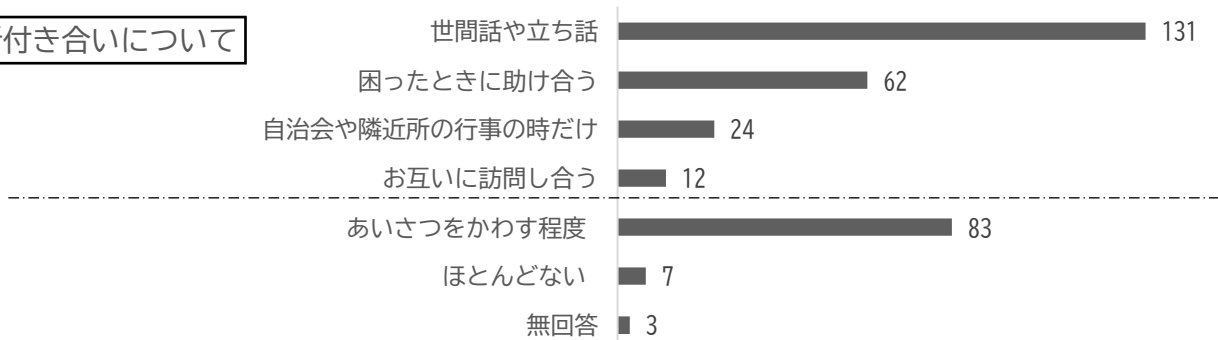
お住まいの地域にずっと住み続けたいですか？



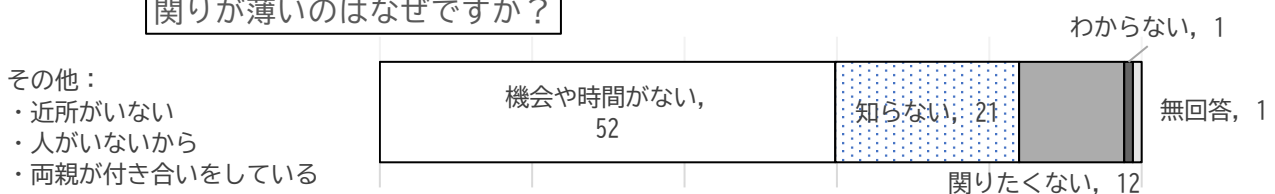
活動・行事への参加



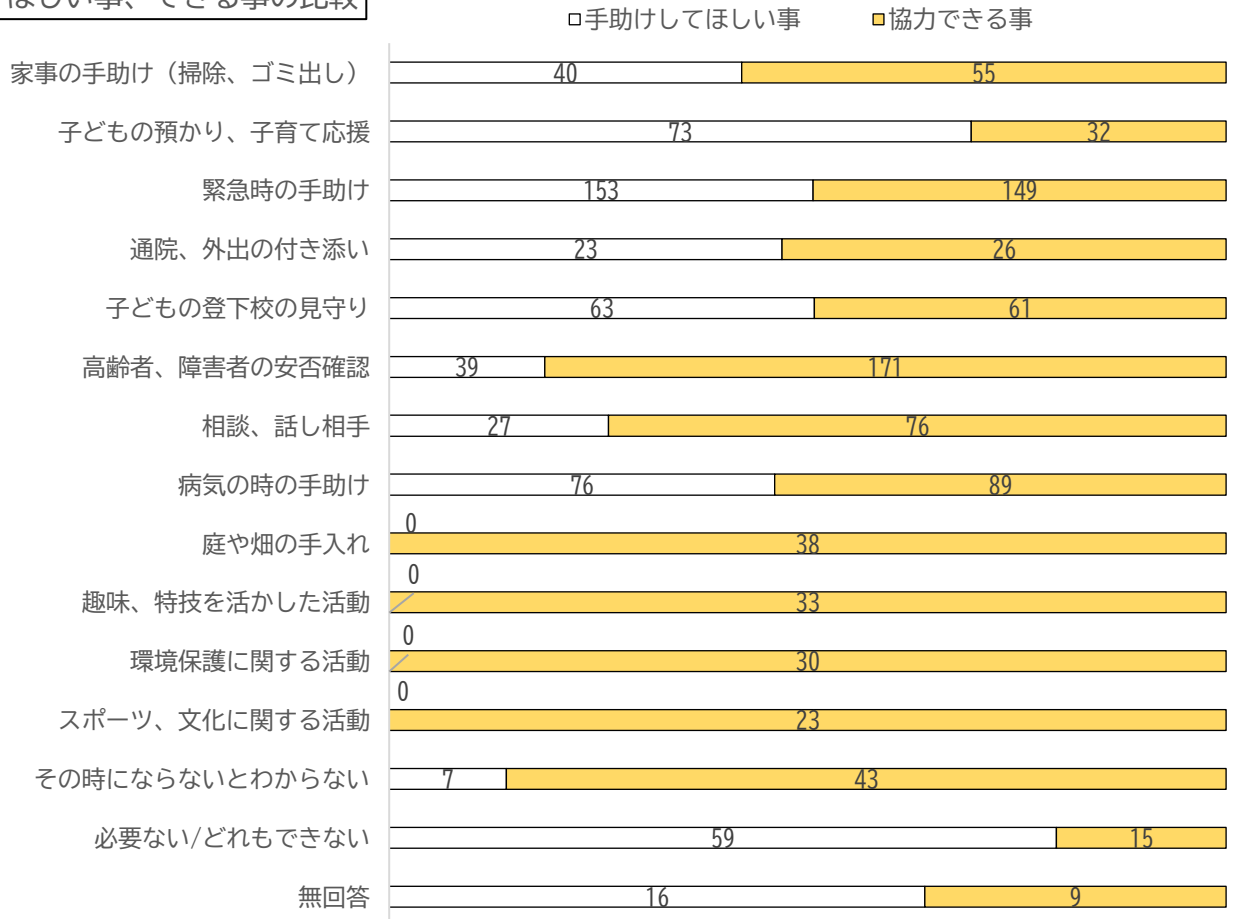
近所付き合いについて



関りが薄いのはなぜですか？

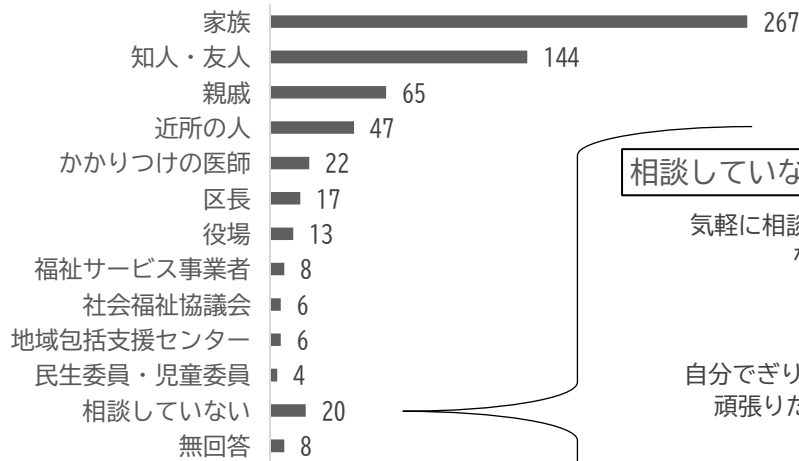


やってほしい事、できる事の比較



相談は誰にしていますか？

その他：あったかふれあいセンター



相談していない理由

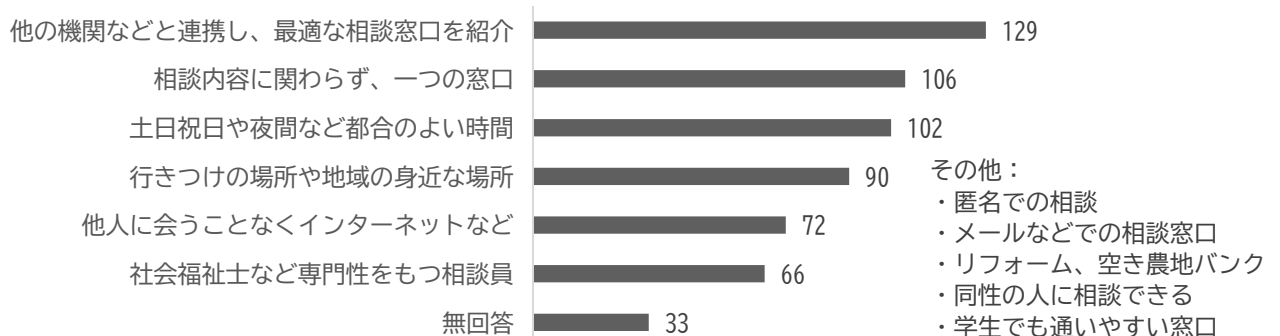
気軽に相談できる相手がない, 2

自分でぎりぎりまで頑張りたいたい, 4

無回答, 1

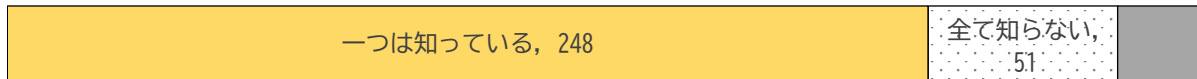
今は何とかなっている, 12

こんな窓口なら相談しやすい！！

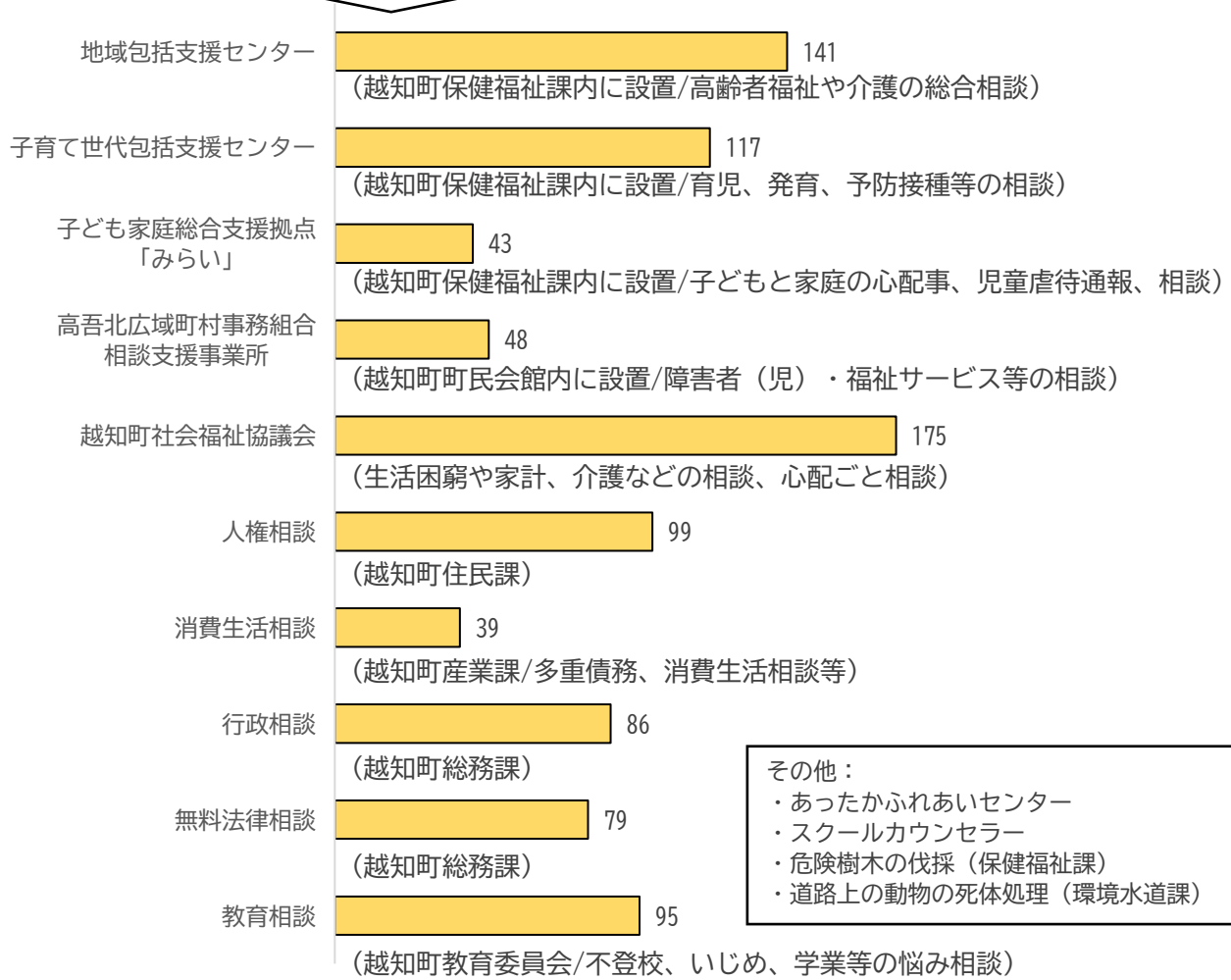


町内にある相談窓口を知っていますか？

無回答, 23

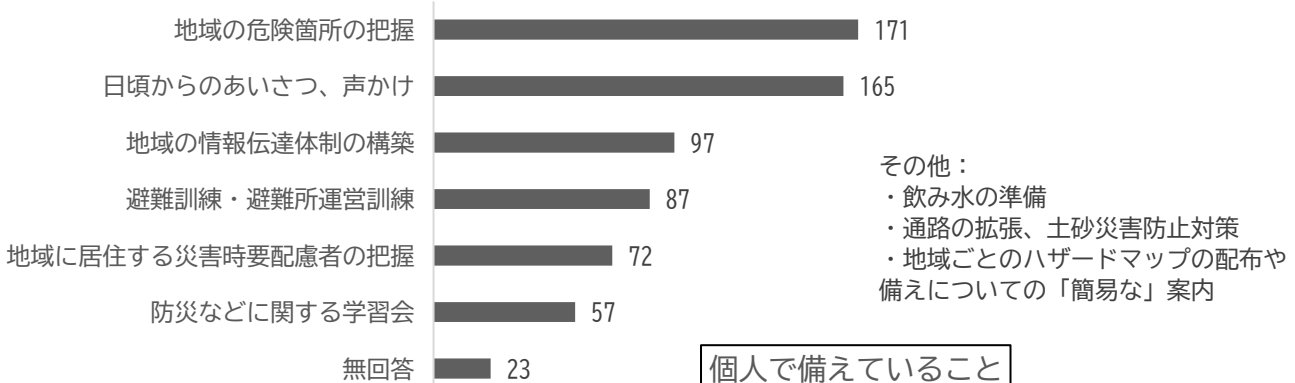


知っている窓口



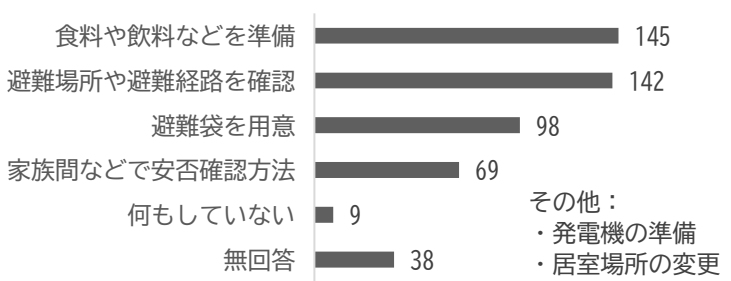
その他：
 ・あったかふれあいセンター
 ・スクールカウンセラー
 ・危険樹木の伐採（保健福祉課）
 ・道路上の動物の死体処理（環境水道課）

緊急時・災害時に地域の備えとして重要だと思う事



その他：
 ・飲み水の準備
 ・通路の拡張、土砂災害防止対策
 ・地域ごとのハザードマップの配布や備えについての「簡易な」案内

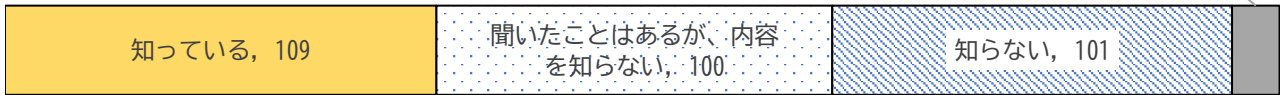
個人で備えていること



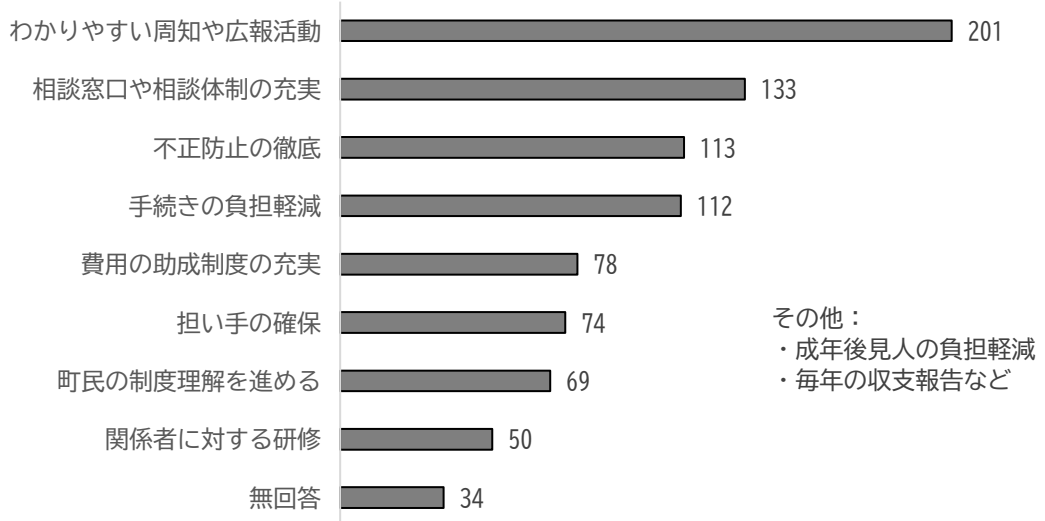
その他：
 ・発電機の準備
 ・居室場所の変更

成年後見制度について

無回答, 12

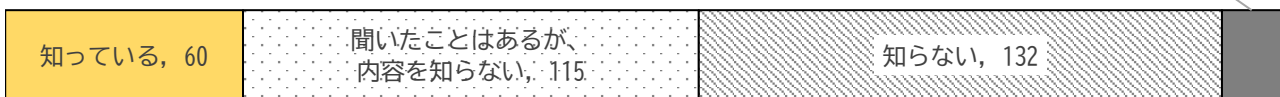


推進、充実を図るために必要な対策

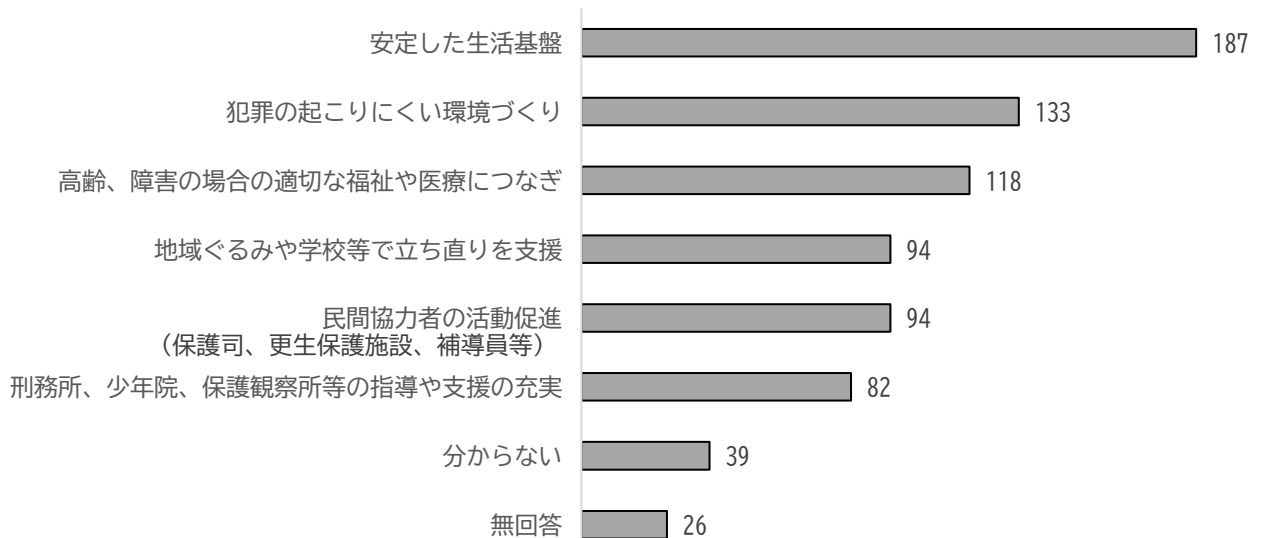


再犯防止の取り組みについて

無回答, 15



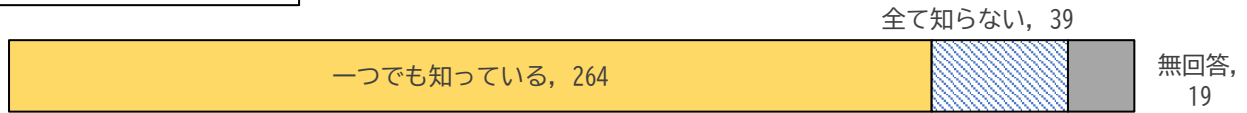
知ってもらうための取り組み



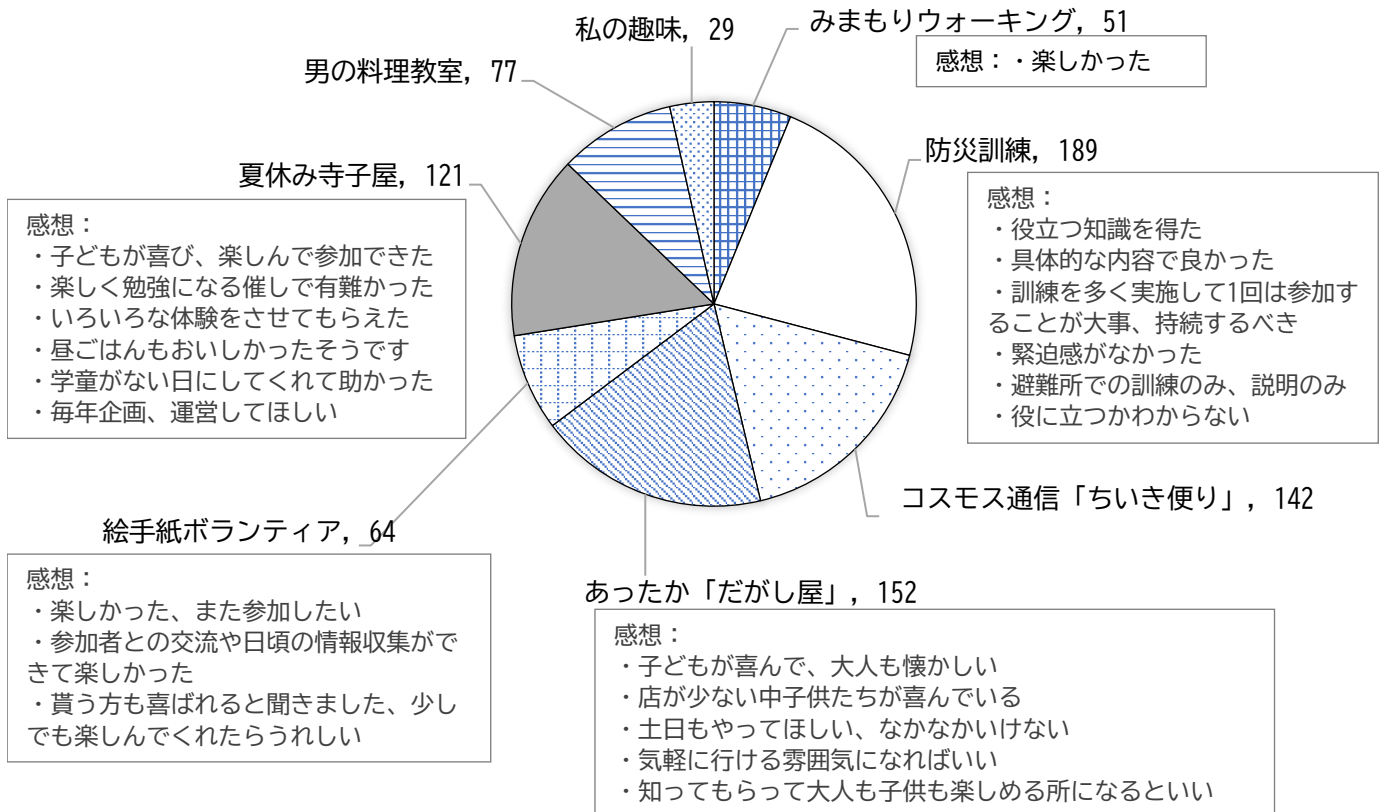
その他：
 ・コーチングやカウンセリングで個別の対応を支援する
 ・行政がある程度チェックに道筋をつけないといけない
 ・犯罪をしたものが、犯罪者と呼ばれないようにする
 ・犯罪の内容により
 ・どれだけ共に歩めるか、中途半端な人は支援できない

(3) 第2期 越知町地域福祉計画・越知町地域福祉活動計画について

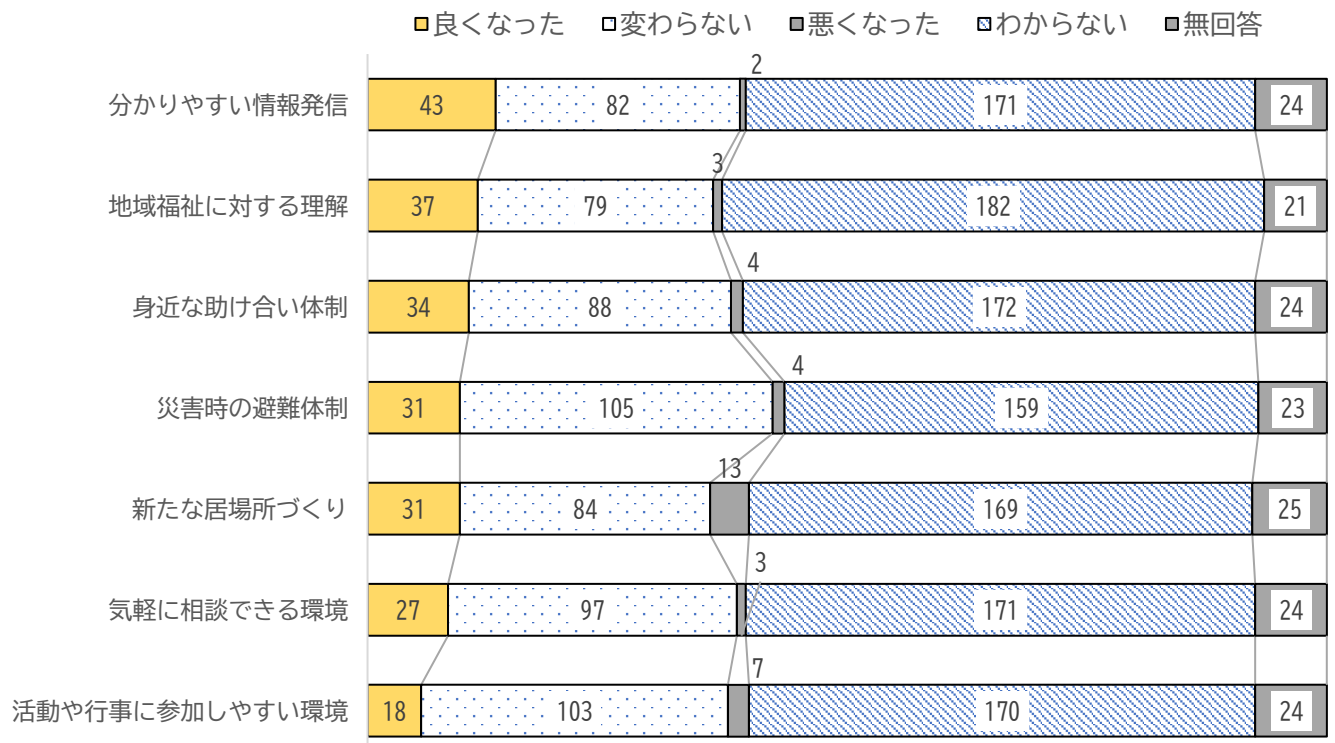
活動を知っていますか？



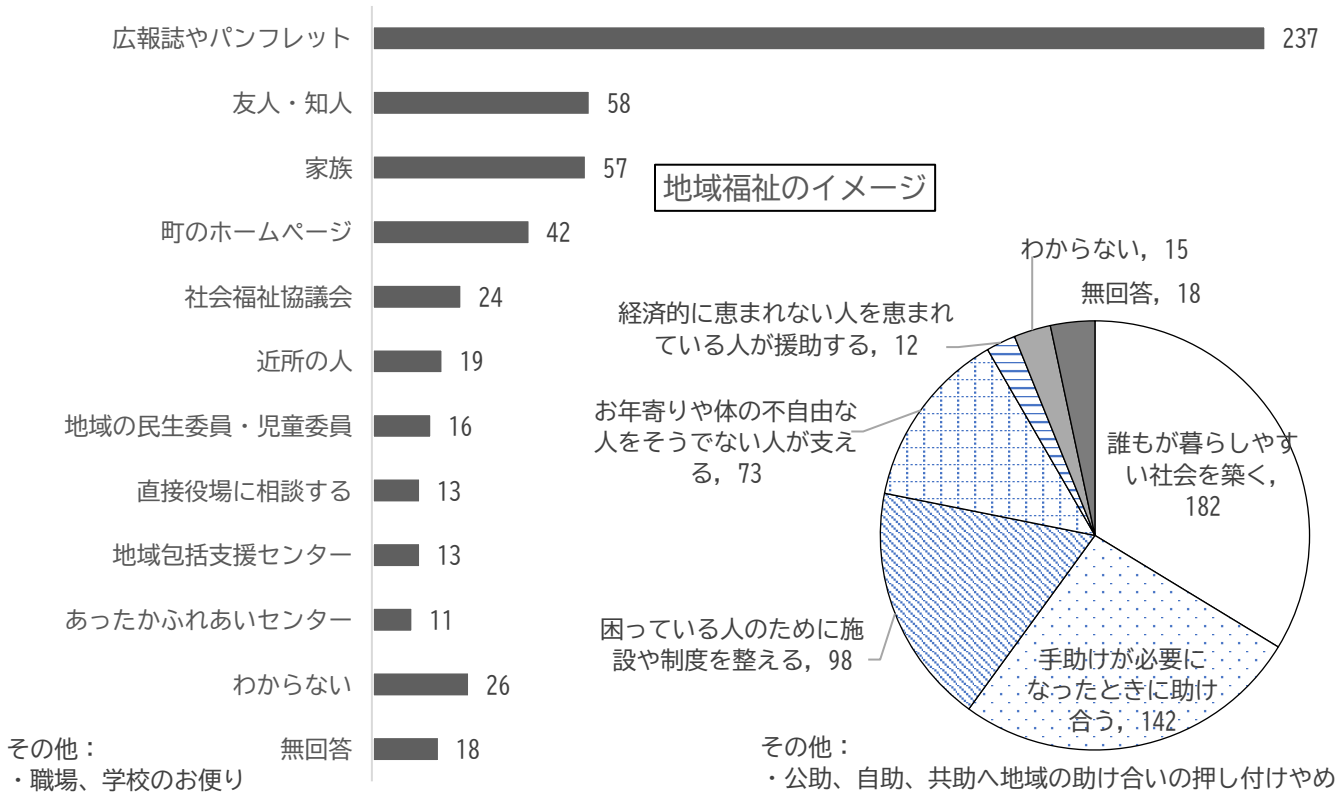
知っている活動



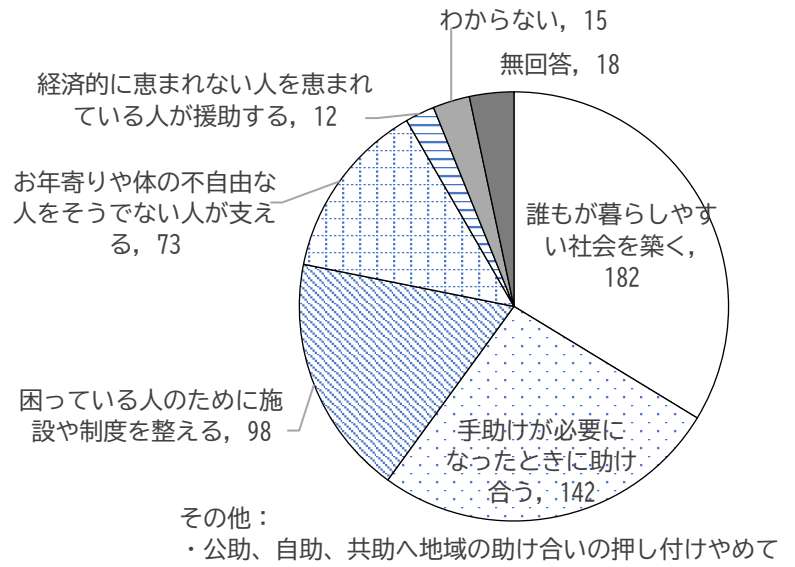
5年前と比べての変化



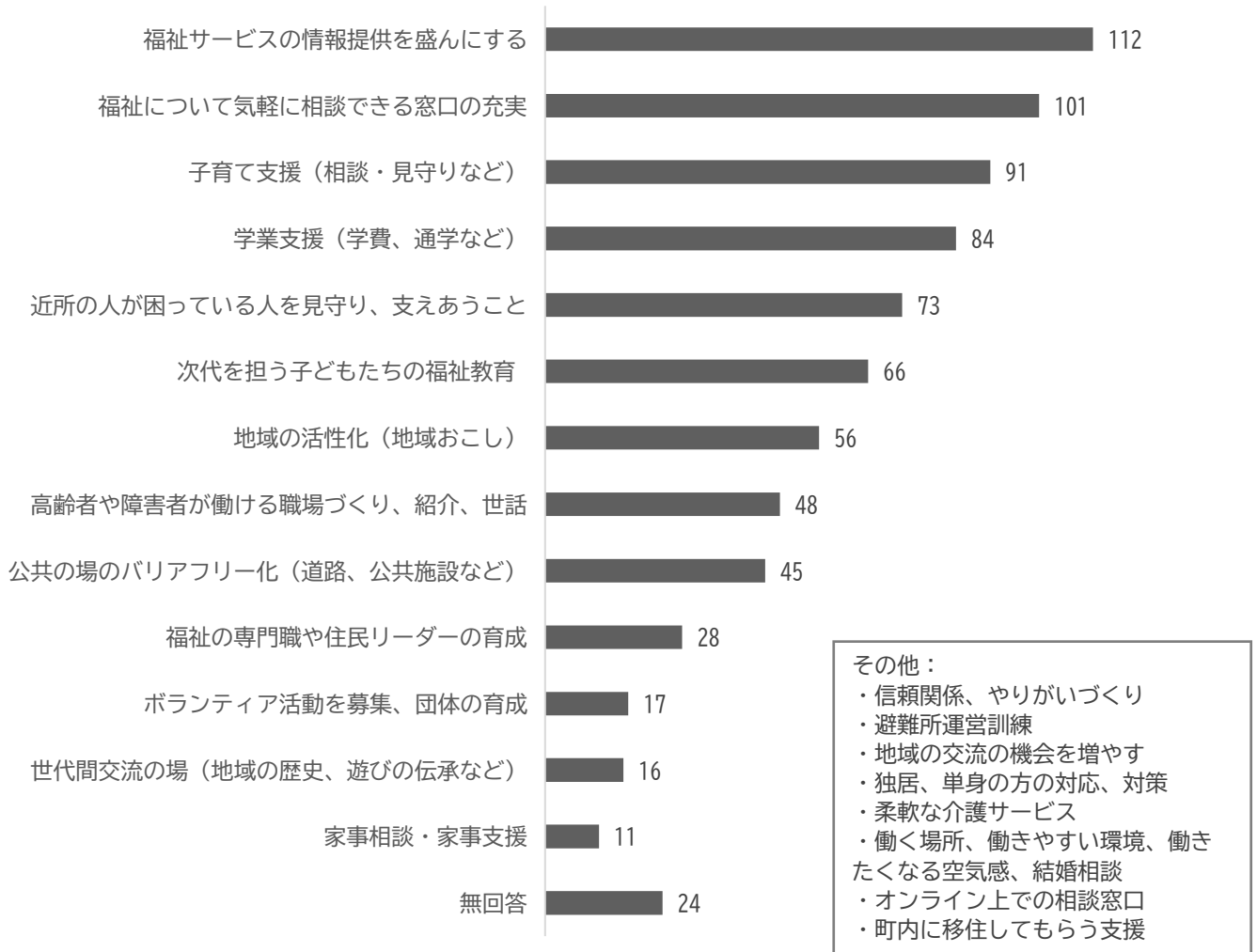
福祉に関する情報取得方法



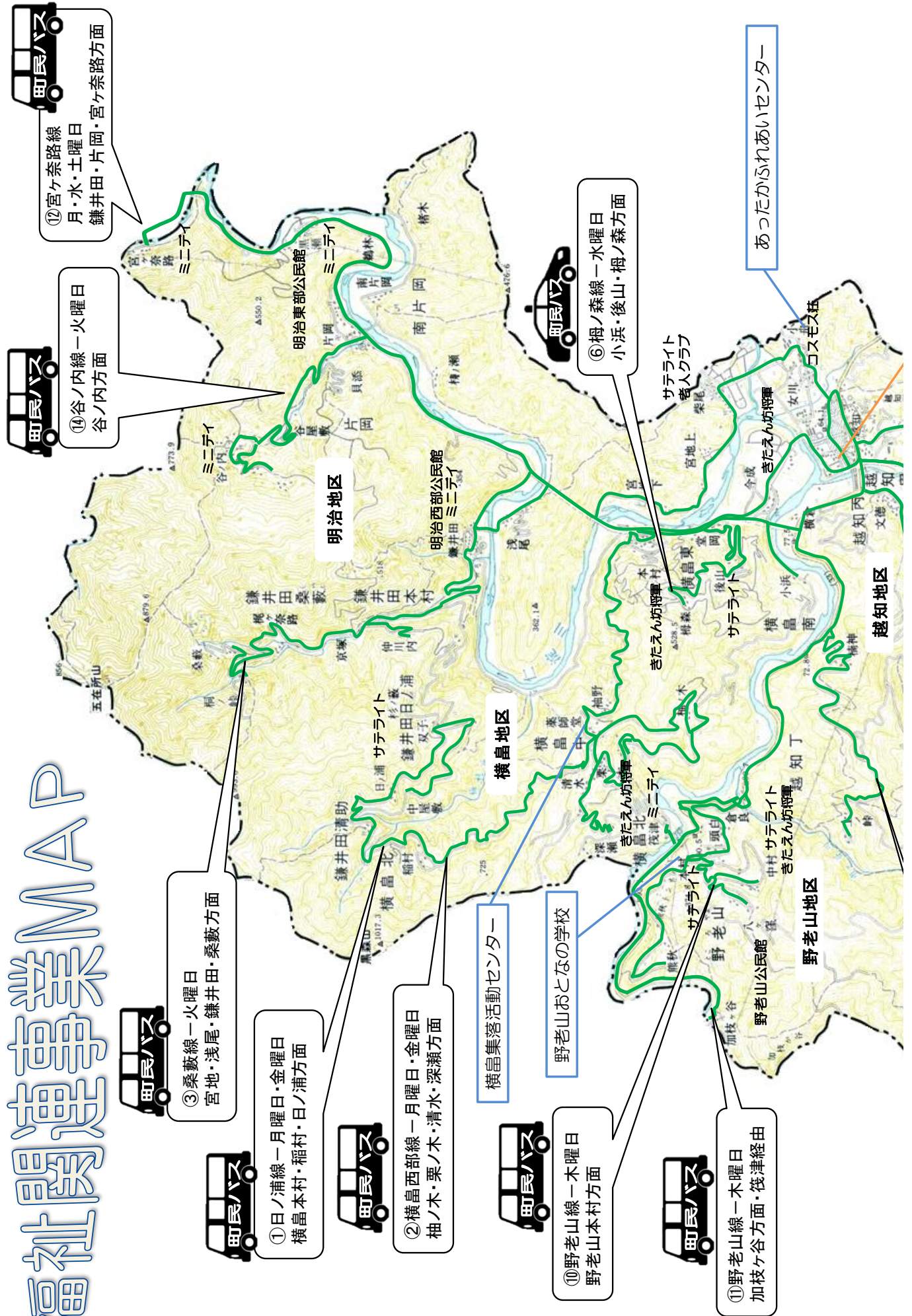
地域福祉のイメージ

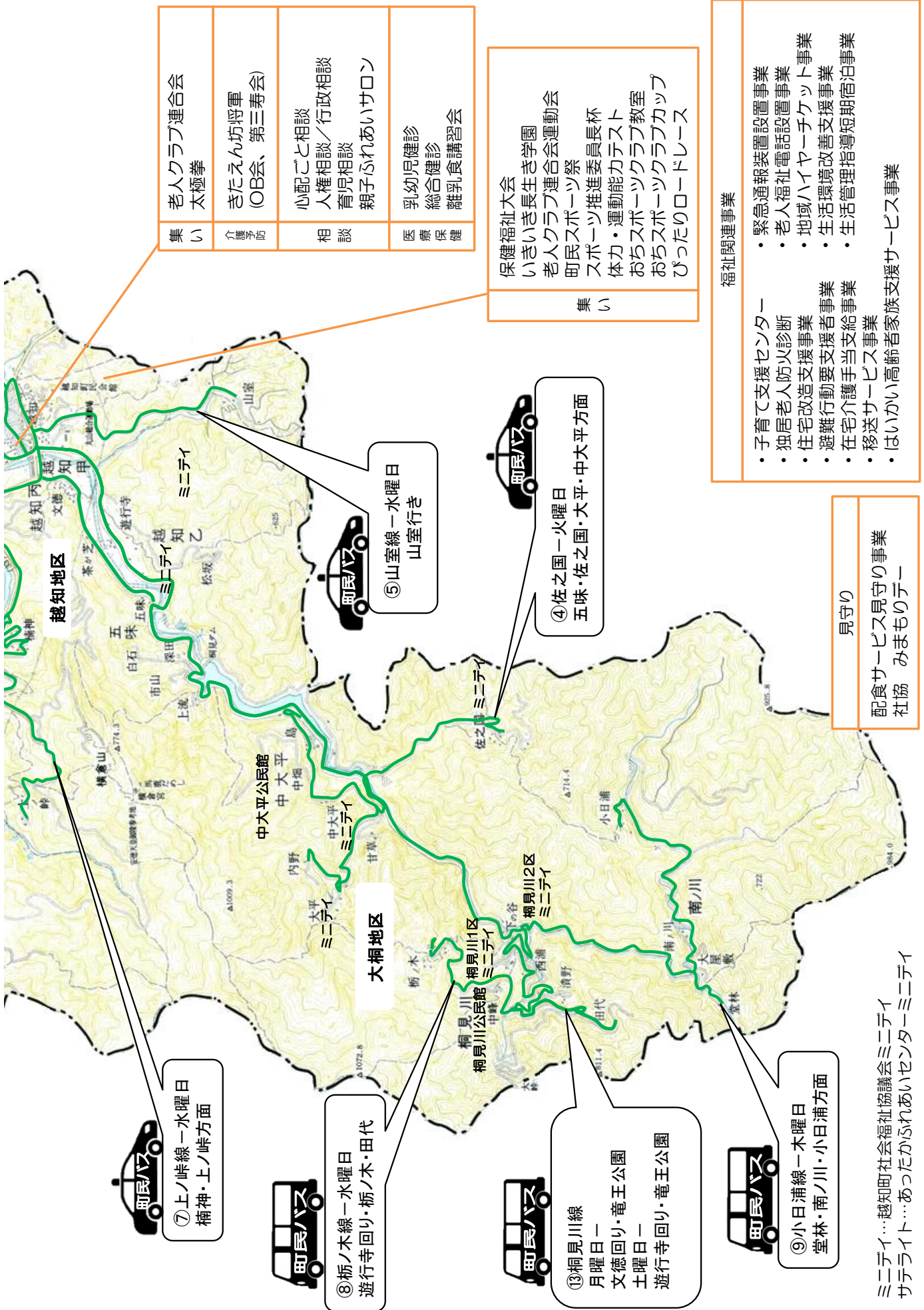


今後取り組むべき大事な福祉施策



福祉関連事業MAP





集い	老人クラブ連合会 太極拳
介護予防	きたえん坊将軍 (OB会、第三寿会)
相談	心配ごと相談 人権相談/行政相談 育児相談 親子ふれあいサロン
医療保健	乳幼児健診 総合健診 離乳食講習会

集い

保健福祉大会
いきいき生き生き学園
老人クラブ連合会運動会
町民スポーツ祭
スポート推進委員長杯
体力・運動能力テスト
おちスポーツクラブ教室
おちスポーツクラブカップ
びっぴりロードレース

福祉関連事業

- 子育て支援センター
- 緊急通報装置設置事業
- 老人福祉電話設置事業
- 地域ハイヤーチケット事業
- 生活環境改善支援事業
- 生活管理指導短期宿泊事業
- 独居老人防火診断
- 住宅改造支援事業
- 避難行動要支援者事業
- 在宅介護手当支給事業
- 移送サービス事業
- はいかい高齢者家族支援サービス事業

見守り

配食サービス見守り事業
社協 みまもりデー

ミニニデイ…越知町社会福祉協議会ミニニデイ
サテライト…あったかふれあいセンターミニニデイ

4. 重点課題の抽出

重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ・助け合い、支え合い ・安全、安心 ・災害への備え 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、情報発信 ・集いの場 ・参加への誘い合い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアへの参加 ・世話役、担い手不足 ・「してほしい」への対応
------	---	--	---



	地域づくり	場づくり	心づくり
住民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、情報発信 ・SNSの活用、メール相談 ・相談内容に関わらず一つの窓口 ・土日祝日、夜間の相談窓口 ・人口減少 孤立させない ・子育て支援一時預かり ・家事の手助け 緊急時の手助け ・介護サービス以外の支援 ・交通の便が悪い 狭い道路 ・在住者への支援制度 ・声掛けのできる地域 ・災害時状況緊急メール(停電時) ・避難所運営、定期的な避難訓練 ・高齢者、障害者等の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区運動会 ・地域運動会、イベント参加 ・スポーツ大会 ・地域交流の機会を増やす ・青年団で地域おこし ・おもちゃ図書館の活用 ・福祉センター有効活用 ・コミュニティーセンター ・公園の整備、修理 ・だがし屋の土日運営 ・情報発信 ・多世代交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポート ・福祉教育(低年齢からの) ・買い物支援 ・子育て支援(一時預かり) ・みまもり ・話し相手 ・安否確認 ・学童保育の時間延長 ・保育園の時間延長 ・福祉の専門職の育成 ・住民リーダーの育成 ・福祉サービスの情報提供 ・空き家対策 ・障害者雇用

第2期活動	平成30年度より		
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練を希望の地区での実施 ・日頃の備え、知識・地域住民の協力 ・地域に合った防災教室 ・行事を知って、参加してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が参加しやすい集い ・広報、集客方法、新規利用者増 ・集いの継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の参加者が少ない ・世話役の負担が大きい ・ちいき主体の記事作りの担い手 ・ボラ参加へのきっかけづくり
	令和元年度より		
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練を希望の地区での実施 ・ちいき便り原稿作成の負担 ・ちいき便りは写真を大きく 	<ul style="list-style-type: none"> ・呼びかけ、連れ出し ・ちいき便りによる参加への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア参加へのきっかけになる活動 ・ボランティア活動の定着 ・活動への参加からの担い手発掘
	令和2年度より		
	<ul style="list-style-type: none"> ・声掛けや、体力づくり ・避難所での感染対策 ・地域の要望を踏まえた防災訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・寺子屋の内容、食事のメニュー ・コロナ禍での活動内容 ・ちいき便りの反響や感想 	<ul style="list-style-type: none"> ・やってほしい、できる事の繋ぎ ・手伝いのできる人の発掘 ・活動の定着と新たな活動
令和3年度より			
<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練を希望の地区での実施 ・避難所での感染対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・興味を誘う活動内容の提案 ・私の趣味の募集方法と展示場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・「やってや」ある「やろうか」ない ・新たなボランティア活動と継続 	

各福祉分野の計画	介護保険事業、高齢者保健福祉計画		
	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化や核家族化により行政の支援の必要性が増している 	<ul style="list-style-type: none"> ・きっかけづくり・参加者の高齢化 ・支援者の減少及び高齢化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズの多様化
	障害者、障害福祉、障害児福祉計画		
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮相談に障害者の方も多 ・情報共有が課題 ・要配慮者登録に全ての障害者が含まれていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・あったかへの障害者の参加が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が利用できるメニュー(ボラ)がほとんどない
	健康増進・食育推進		
		<ul style="list-style-type: none"> ・運動習慣率の増加等の目標値の達成ができていない、健康意識向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員の高齢化 ・新しい推進員の育成
子ども子育て支援事業計画			
	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手がいない 	

5. 策定委員会、事務局会実績

【策定委員会】

回	開催日	議題内容
1	R5.1.26	・委員長及び副委員長選出 ・第3期越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・ワークショップ
2	R5.3.29	・第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画 冊子について

【事務局】

回	開催日	議題内容
1	R4.6.13	・第3期策定について
2	R4.7.6	・アンケート調査について
3	R4.8.30	
4	R4.11.10	・アンケートまとめ
5	R4.12.28	・重点課題、重点目標抽出
6	R5.1.17	・第1回策定委員会について
7	R5.1.27	・活動目標、実施項目の抽出
8	R5.2.13	・体系図について
9	R5.3.29	・第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画 冊子について

6. 策定委員、事務局名簿

【 策 定 委 員 】

1	坂本洋子	野老山おとなの学校 学級長
2	片岡大介	明治地区ぐるみ会 事務局
3	道家義宗	区長連合協議会 会長（清水区長）
4	齋藤廣	桐見川公民館館長
5	坂本健常	民生委員児童委員協議会 会長
6	小田達	子育てクラブ 会長
7	古味香	あったかふれあいセンター
8	北川浩嗣	保健福祉課 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 担当
9	西森真弓	保健福祉課 障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画 担当
10	高橋佳代	保健福祉課 健康増進計画・食育推進計画 担当
11	片岡鮎子	教育委員会 子ども・子育て支援事業計画 担当

【 事 務 局 】

1	國貞満	保健福祉課 課長
2	山中慶太郎	保健福祉課 係長
3	近藤沙綾	保健福祉課（地域包括支援センター）保健師
4	井上美三	越知町社会福祉協議会 会長
5	山本佳史	越知町社会福祉協議会 事務局長
6	大崎加代子	越知町社会福祉協議会
7	三橋尚美	越知町社会福祉協議会
8	貞廣沙由里	越知町社会福祉協議会